名寄市　立地適正化計画

2020▶2039

名　寄　市

目　次

第1章　計画の目的・位置づけ **1**
１－１　策定の背景と目的 2
１－２　位置づけ 2
１－３　対象区域 3
１－４　目標年次 3
第2章　立地の適正化に関する基本的な方針 **5**
２－１　地域分析に基づく地域の特徴と課題 6
２－２　まちづくりの基本理念 10
２－３　コンパクトなまちづくりの方針 11
２－４　将来の都市構造の形成方針 12
２－５　都市機能・居住の立地適正化に関する誘導方針 21
第3章　居住誘導区域 **25**
３－１　居住誘導区域の設定方針 26
３－２　居住誘導区域 31
第4章　都市機能誘導区域・誘導施設 **33**
４－１　都市機能誘導区域の設定方針 34
４－２　都市機能誘導区域 37
４－３　誘導施設の設定 38
第5章　実現方策 **41**
５－１　届出制度 42
５－２　誘導施策 44
５－３　各種支援措置 45
５－４　土地利用規制の強化について 48
５－５　モニタリング計画 49

第１章　計画の目的・位置づけ

1－1 策定の背景と目的

本市においては、人口減少が進む中で、厳しい財政制約の下で、医療・福祉・商業などの生活サービス機能を維持し、将来にわたり持続可能な都市経営を可能にするため、都市機能・居住機能の集積、公共施設の適正な配置、公的不動産の有効活用等により、コンパクトなまちづくりへの転換を図る必要があります。

こうした状況は、全国の多くの都市に共通する課題であることから、国においても、平成２６年８月に施行された改正都市再生特別措置法において、立地適正化計画の策定を位置づけ、施設の整備等に対する国の各種支援措置も創設されたところです。

立地適正化計画は、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、都市機能の集約と公共交通の充実等による持続可能な都市を目指す制度です。

こうした背景を踏まえ、本市においても持続可能で利便性の高い都市構造の実現に向け、その指針となる「名寄市立地適正化計画」を策定します。

1－2 位置づけ

「名寄市立地適正化計画」は、「名寄市都市計画マスタープラン」の一部に位置づけられる計画です。名寄市総合計画（第２次）、北海道の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即するとともに、名寄市都市計画マスタープランと整合し、都市の防災に関する機能の確保が図られるように配慮します。

さらに、立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住機能や医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランであるため、公共交通施策、商業施策、住宅施策、医療・福祉施策、農業施策など多様な分野の計画との連携を図るものです。

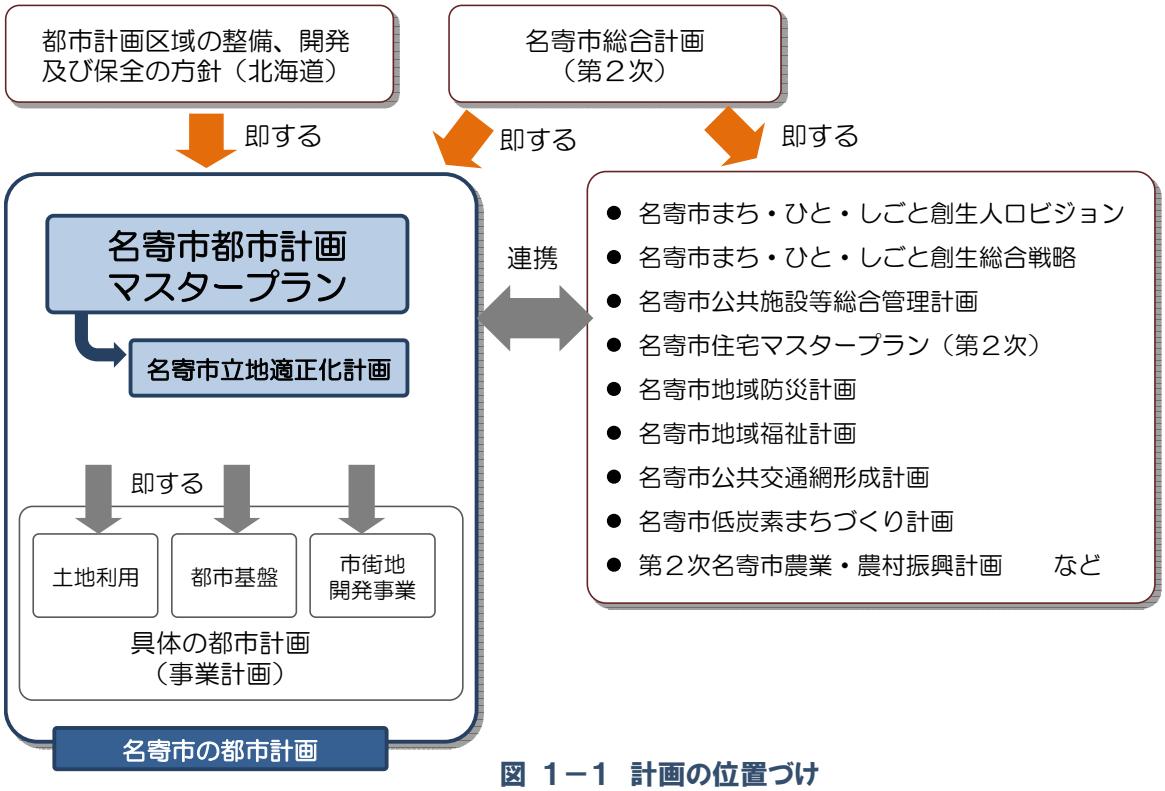

図 1－1 計画の位置づけ

1−3 対象区域

本計画の計画区域は、名寄都市計画区域全域とします。

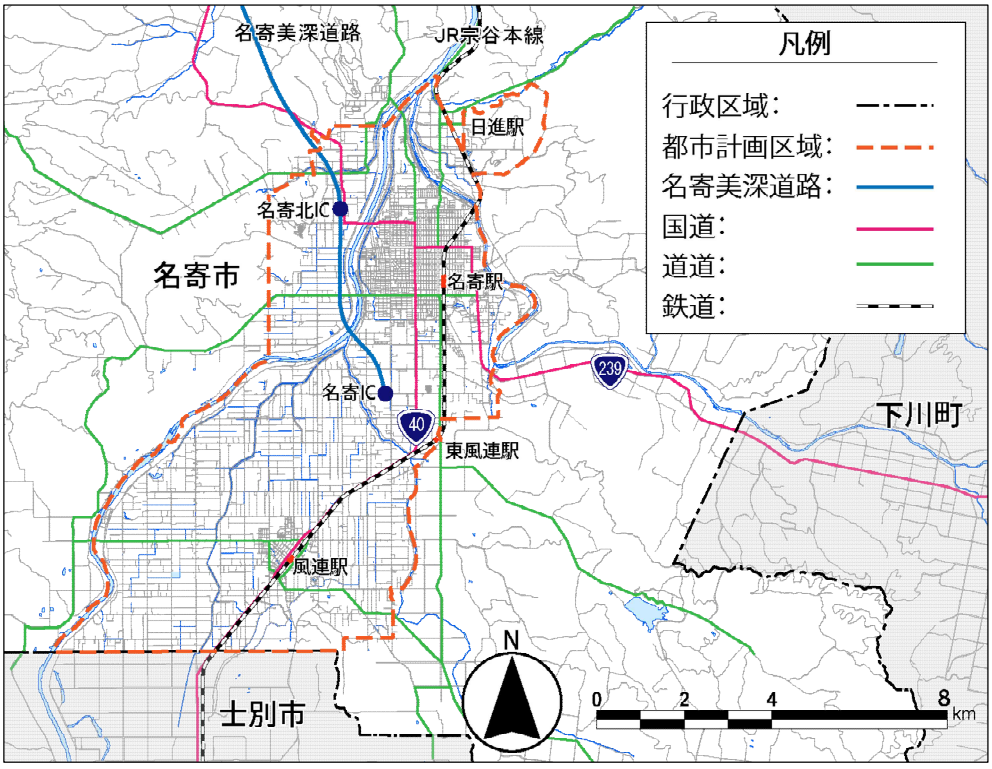

図1−2 対象区域

1−4 目標年次

「名寄市立地適正化計画」は「名寄市都市計画マスタープラン」と同じく、概ね 20 年後を見据えた長期的な計画とし、計画年度を 2020（令和２）年度～2039（令和 21）年度とします。

なお、社会経済状況の変化や国・北海道の動向、本市の人口・土地利用の動向や上位・関連計画との整合、施策の進捗や効果等を踏まえて、適宜見直しを行うものとします。

第2章　立地の適正化に関する基本的な方針

2－1　地域分析に基づく地域の特徴と課題

（1）市街地形成の変遷

本市の市街地は、道内他自治体同様に、駅前の中心部から徐々に外側に広がっていきました。さらに近年は、大型ショッピングセンターの郊外立地に伴い、住宅地がさらに広がりつつある地区もみられます。一方で、本市の人口は、1960（昭和 35）年以降をピークに減少が進んでいます。今後も少子高齢化とともに人口減少が進行すると予測され、市街地の低密度化が進行していくと考えられます。

そのため、今後は、人口減少に合わせて、市街地を縮退させることが都市経営上合理的ではありますが、現実に市街地を縮退させることは極めて困難であり、現状の市街地範囲を容認せざるを得ないと考えられます。そのため、少なくともこれ以上の市街地の拡大は極力抑制する必要がありますが、そのための規制をどのようにしていくかは今後の検討課題です。

また、市街地の縮退は困難でありますが、現在の市街地の中でメリハリをつけて、人口密度（昼間、夜間）を維持・高めていく地区を定めることを検討する必要があります。

問題点

・郊外への市街地の拡大、人口減少による市街地の低密度化の進行により、今後、生活サービス機能が維持されないおそれ

課題

・市街地の拡大を極力抑制する方策の検討
・現在の市街地の中でメリハリをつけて、人口密度を維持または高めていくことの検討

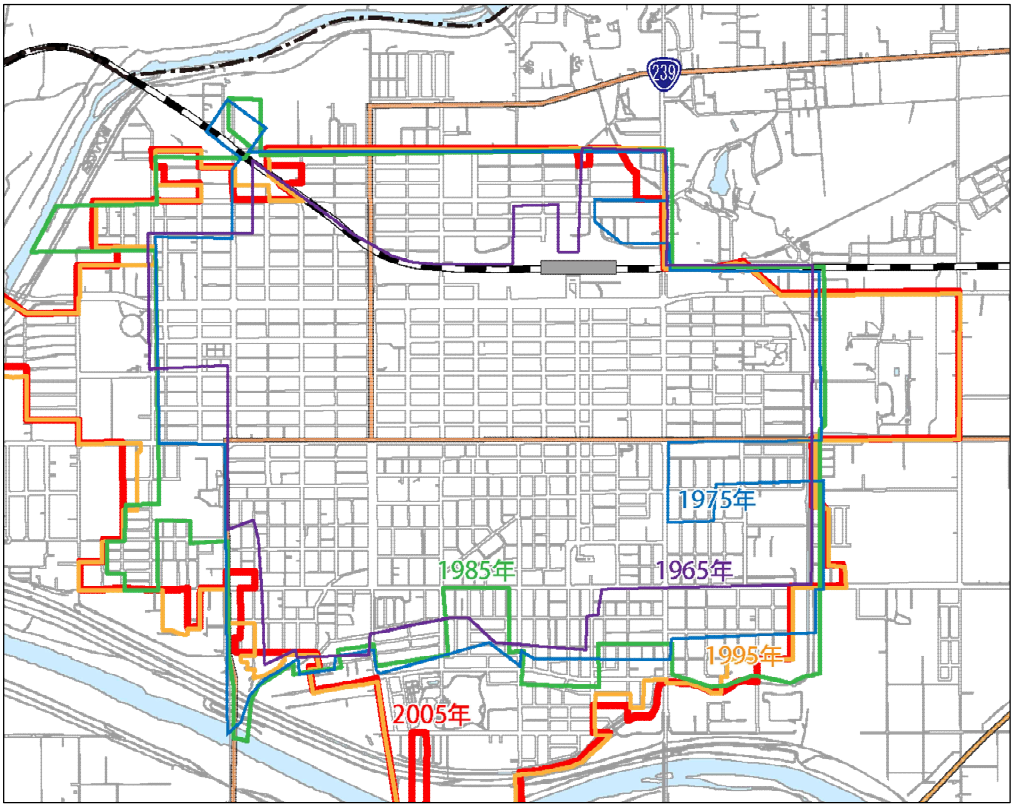

図2－1　名寄市の人口集中地区の推移

資料：各年国勢調査

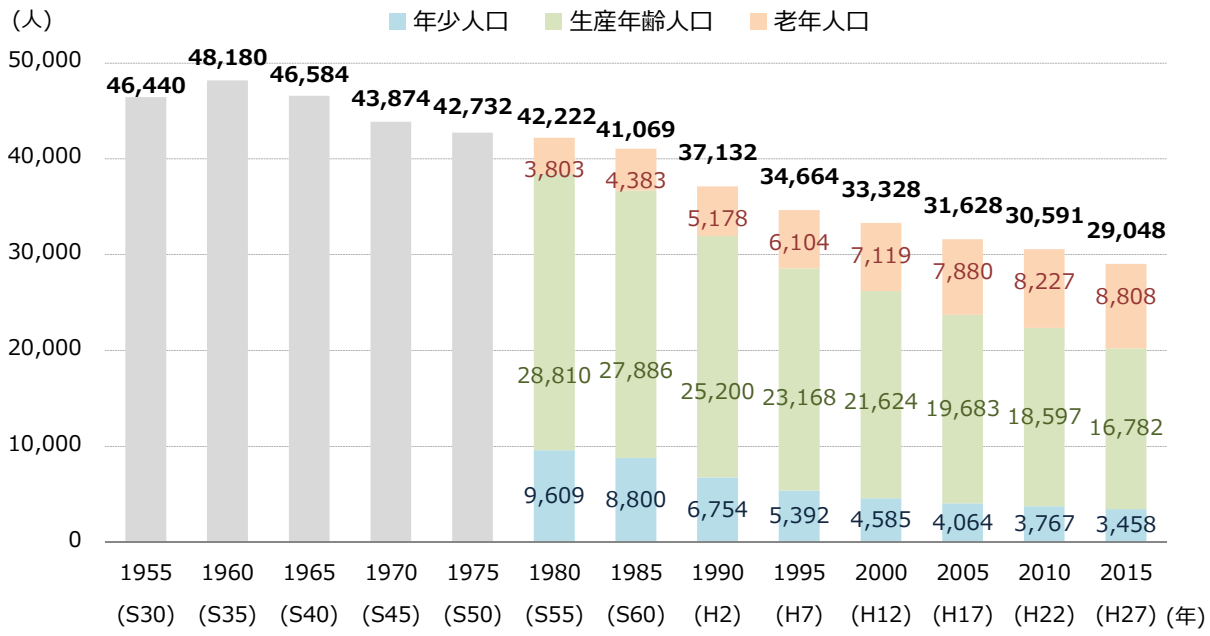

図2－2　名寄市の人口推移

資料：総務省「国勢調査」（昭和 30 年～平成 27 年）

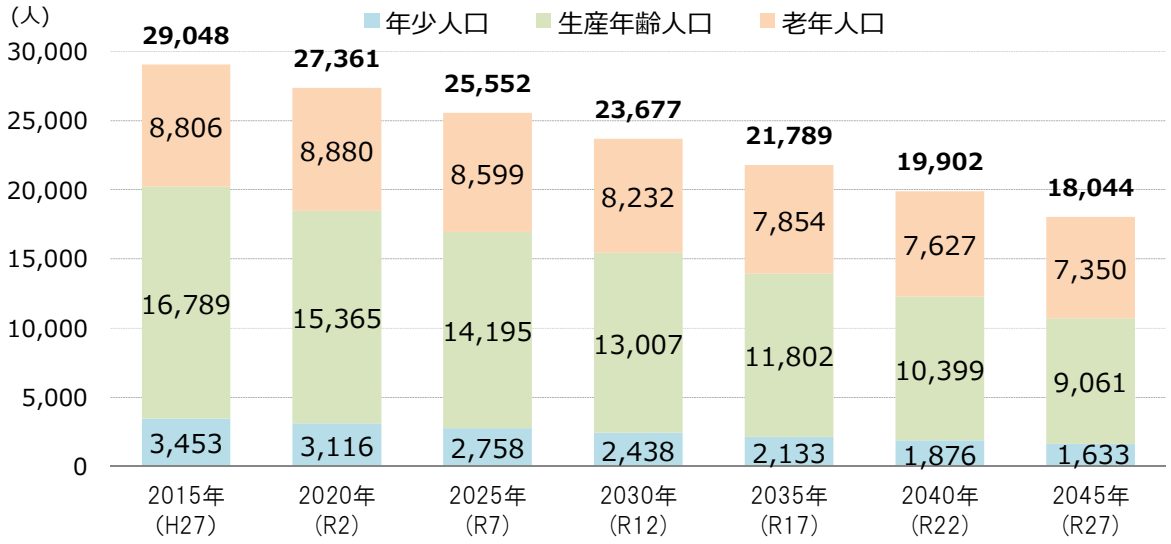

図2－3　名寄市の年齢3区分別将来人口推計

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計」（平成 30 年）

（2）商業集積、交通環境の変遷

ＪＲ名寄駅前から国道 40 号線にかけての中央地区は、古くから商店街が形成されるとともに、大規模な商業施設が立地し、上川北部の商業拠点としての機能を担ってきました。しかし、平成 10 年頃から、工業地域となっている市街地南部の徳田・豊栄地区にスーパーマーケットや家電量販店が相次いで出店し、現在、本市の商業集積の中心は徳田・豊栄地区へと移行しています。アンケート調査によると、５割以上の市民が「日常の買い物で徳田・豊栄地区に最もよく行く」と回答しています。

現行の都市計画マスタープランでは名寄市街では中央地区のみが「中心生活交流拠点」として位置づけられていますが、現在の生活中心の実態とかい離しつつあります。しかし、商業機能が衰退したとはいえ、中央地区は古くから本市の中心としての機能を担ってきた地区であり、ＪＲ名寄駅やバスターミナル等の交通拠点や医療施設が立地するなど、本市において今後も重要な地区であるといえます。このような環境の変化を踏まえながら、本市として今後中央地区をどのように再生していくのか、再検討が必要です。また、仮に複数の拠点を設定するとすれば、各拠点間を結ぶバス網を強化する等の交通体系の再構築が求められます。

一方、高速交通体系の士別剣淵 IC～名寄 IC が開通予定であり、名寄 IC 周辺の土地利用などについて検討が必要です。

問題点
- 中央地区の商業機能の衰退
- 工業地域である徳田・豊栄地区への商業施設の集積

課題
- 生活拠点として位置づける地区の再検討
- 中央地区の再生に向けた方針と方策の検討
- 公共交通体系の再構築の検討と高速交通体系への対応の検討

選択肢	回答数	割合
徳田・豊栄地区	224	52.2%
中央地区	76	17.7%
北地区	30	7.0%
南地区	12	2.8%
風連市街地	9	2.1%
西地区	6	1.4%
旧名寄市郊外部	4	0.9%
旧風連町郊外部	3	0.7%
東地区	2	0.5%
名寄市外	2	0.5%
複数回答・その他	38	8.9%
ほとんど行かない	23	5.4%
計	429	100.0%

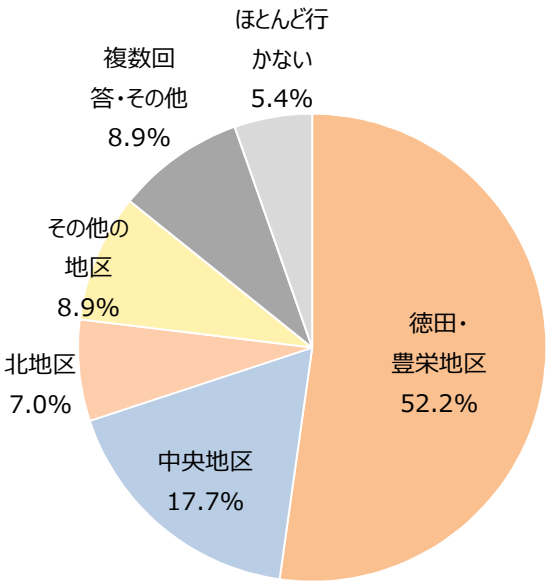

図2－4　食料品などの日常の買い物で最もよく行く地区の集計結果

資料：「名寄市都市計画マスタープランおよび名寄市立地適正化計画に関するアンケート調査」（平成 30 年度）

（3）公共施設更新にかかる負担

2016（平成 28）年３月に策定された「名寄市公共施設等総合管理計画」では、次のような状況把握と方針が定められています。

2010（平成 22）～2014（平成 26）年度の５年間において、公共施設の更新にかかる投資的経費は年平均 11.5 億円となっています。2015（平成 27）年度からの 40 年間、新規整備分は含まず、現在の公共施設をすべて保有することを前提に更新費用を試算すると、40 年間で 1,587.7 億円、年平均 39.7 億円となり、2010（平成 22）～2014（平成 26）年度の５年間で更新にかけた投資的経費の年平均と比較して 3.5 倍となります。また、現状での公共施設の総延べ床面積は 316,258 ㎡であり、市民一人当たりの延床面積は 10.81 ㎡です。

この５年間における市民一人当たりの更新にかけた投資的経費は年平均 38,406 円であり、このまま現状の施設を保有し、今後 40 年間の更新費用の年平均を中間年の 20 年後の人口で割り返すと市民一人当たりの投資的経費は年平均 156,737 円となり、4.1 倍となります。

このような状況から、公共施設の新規整備は原則行わず、施策を推進するため必要な場合は、中長期的な総量規制の範囲内（目標縮減率 13%）で様々な側面からその効果を検討して行うこと、施設を更新（建替）する場合は、集約化・複合化等を検討し、施設総量を削減することが基本方針とされています。

以上から、立地適正化計画においては、まちづくり戦略を練って、老朽化し建替が急がれる公共施設について適切な位置に再配置する方針の設定とともに、効果的な統廃合・複合化により、より魅力ある施設として再生する方針の設定が重要です。

問題点

- 公共施設の更新にかかる経費が増加
- 人口減少により一人当たりの公共施設の更新経費も増加
- 老朽化し対策が急がれる施設の存在

課題

- 公共施設の集約化・複合化により施設総量の削減に向けて、どの施設をどのように再編・再配置し、どこに配置するかについての方針（まちづくり戦略）の検討

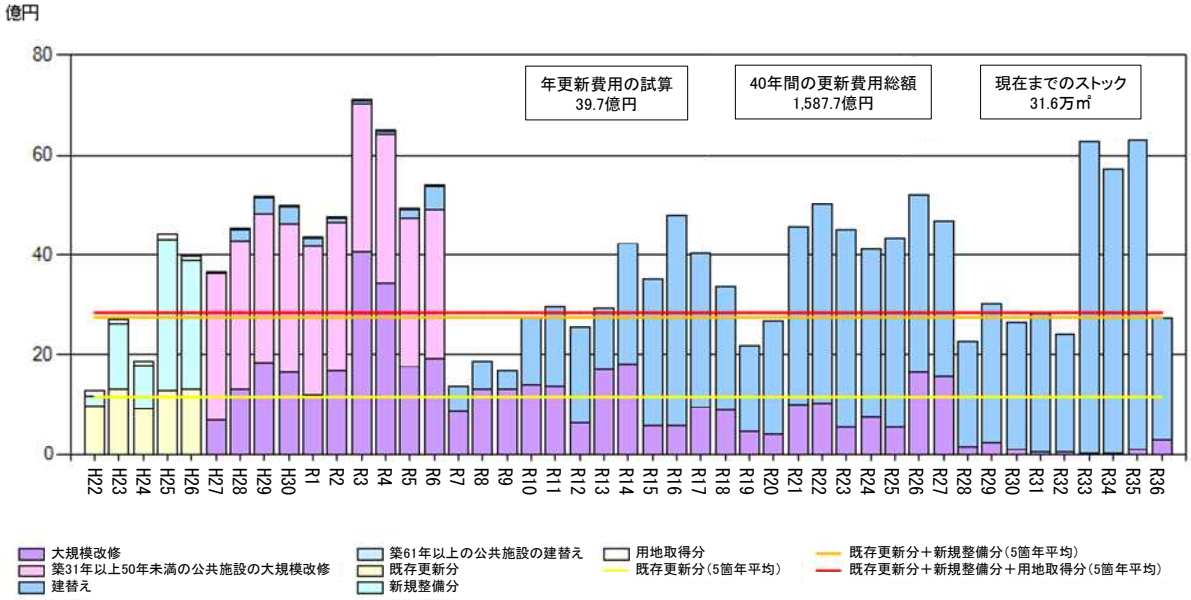

図2－5　公共施設の将来の更新費用の推計

資料：名寄市公共施設等総合管理計画

2−2 まちづくりの基本理念

本市では、人口減少が続いており、財政やまちの活力などの面において、当面の間厳しい状況が続くと予想されます。

そのような中で、まちづくりの最上位計画である「名寄市総合計画（第２次）」では、基本理念として「人づくり」、「暮らしづくり」、「元気づくり」を掲げるとともに、将来像を「自然の恵みと財産を活かし　みんなでつくり育む　未来を拓く北の都市（まち）・名寄」とし、「豊かな自然と先人により培われた歴史・文化を尊重し、市民と行政との協働により、故郷への誇りと愛着を育むとともに、新たな時代の中で、人や地域との絆を強め、これからも誰もが住み続けたいと思える北の未来を拓く都市（まち）を目指します」と述べられています。さらに、このまちづくりのテーマを基本的な姿勢として、５つの分野の基本方向を定めています。

本計画では、都市計画マスタープランと同様に、総合計画の将来像を受けて、まちづくりの基本理念を「自然の恵みと財産を活かし　みんなでつくり育む　未来を拓く北の都市（まち）・名寄」とします。

名寄市総合計画（第２次）　2017（平成 29）年度～2026（令和８）年度

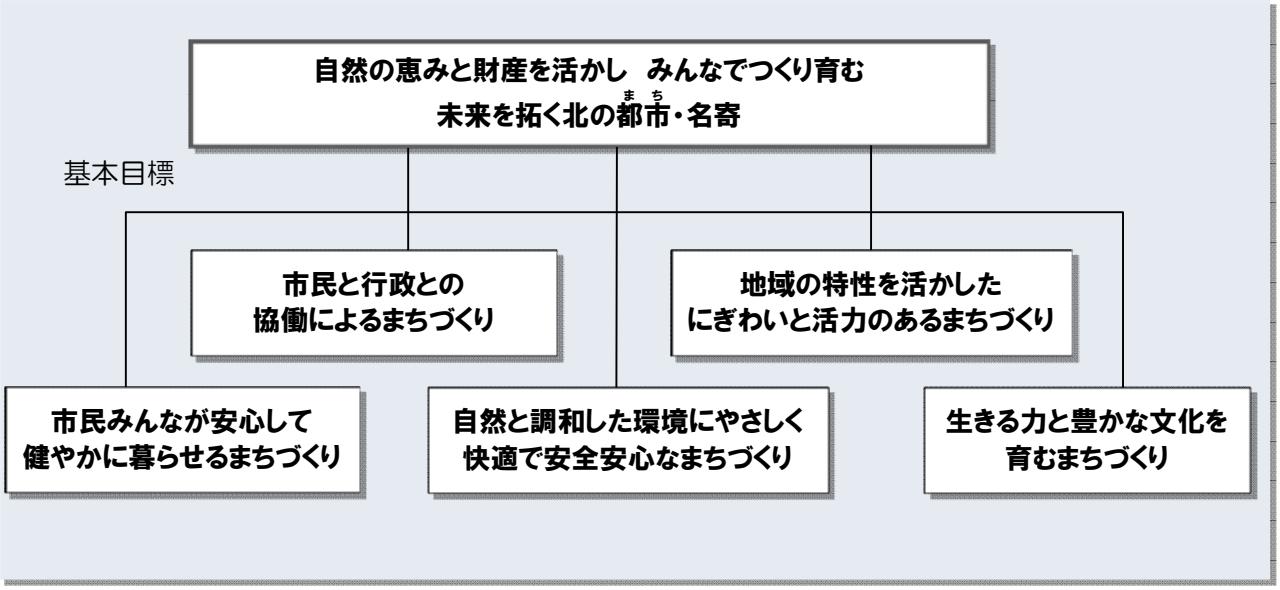

名寄市都市計画マスタープラン・名寄市立地適正化計画
（2020（令和２）年度～2039（令和 21）年度）

まちづくりの基本理念	自然の恵みと財産を活かし みんなでつくり育む 未来を拓く北の都市（まち）・名寄

2−3 コンパクトなまちづくりの方針

本市では 1960（昭和 35）年以降人口減少が進行しており、今後も人口減少が進行していくことが想定されます。一方で、2000（平成 12）年前後から徳田・豊栄地区を中心に商業施設の立地が進み、それに伴って住宅地の南側への拡大が進行しています。

このような現状により想定される課題として、市街地の低密度化による商業や医療・福祉等の生活サービス機能の撤退、中央地区の商業機能の衰退、公共施設の更新にかかる経費の増加などが挙げられます。

そのため、本市では住民へのアンケート調査結果や現在の都市機能の立地状況などを踏まえ、持続可能で生活の質を向上できる市街地形成を目指すため、まちづくりの方針を次のように設定します。

●コンパクトなまちづくりの方針

【本市が抱える課題】

- 郊外への市街地の拡大、人口減少による市街地の低密度化の進行により、今後、生活サービス機能が維持されないおそれ
- 中央地区の商業機能の衰退
- 工業地域である徳田・豊栄地区の商業施設の集積
- 公共施設の更新にかかる経費が増加
- 人口減少により一人当たりの公共施設の更新経費も増加
- 老朽化し対策が急がれる施設の存在

【まちづくりの方針①】

人々が集い賑わう魅力と活力にあふれた拠点づくり

- **メリハリのある都市構造**
- **まちの魅力向上・商業活性化**
- **公共施設の再編による拠点施設の整備**

【まちづくりの方針②】

将来にわたり安心・快適に暮らせる市街地づくり

- **市街地の密度維持・持続可能な市街地形成**
- **災害リスクの少ない・災害に強い市街地形成**
- **車がなくても快適に暮らせるまちづくりと公共交通サービス**

2−4 将来の都市構造の形成方針

（1）将来の都市構造の選択

本市の将来の都市構造として２つの方向を比較検討し、後述するア．拠点形成、イ．市街地形成、ウ．交通体系、エ．公共施設再編の４つの観点から評価を行った結果、Ａ「中心市街地再構築型」を選択しました。中央地区のＪＲ名寄駅前周辺を中心生活交流拠点とします。

表2−1　将来の都市構造の選択

A:中心市街地再構築型	B:生活実態追随分散型
中心生活交流拠点を中心市街地１か所に絞り込む。	中心生活交流拠点を中心市街地と南地区の２か所に位置づける。
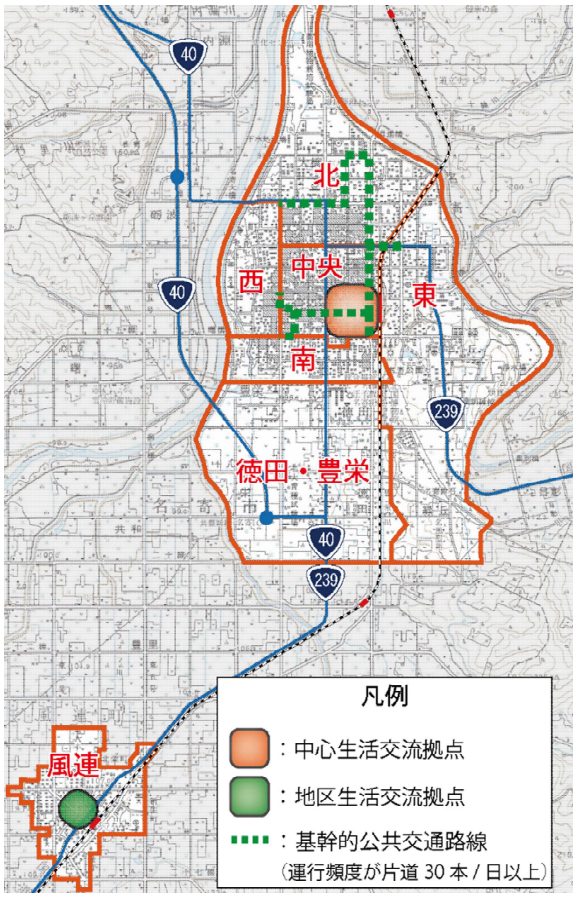	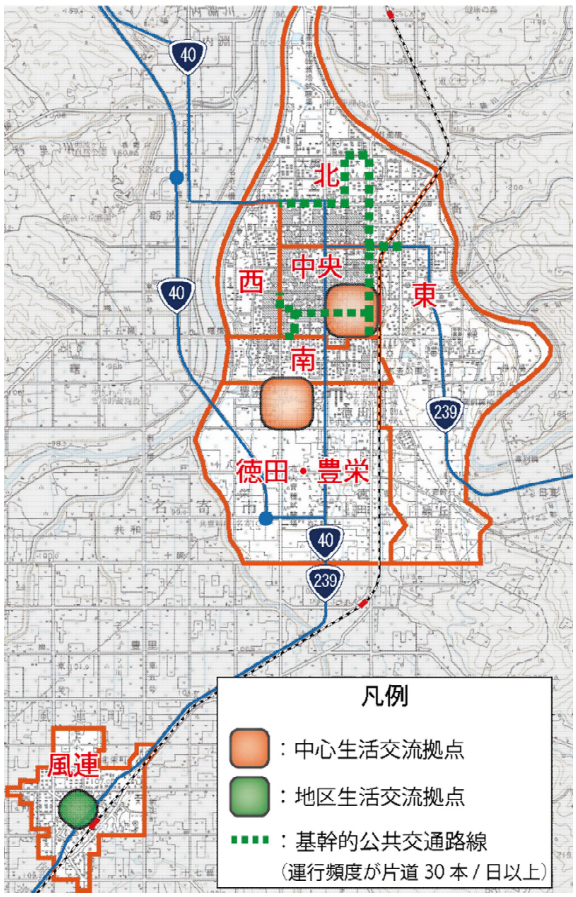

ア．拠点形成

アンケート調査結果をみると、住宅地については、「郊外部の宅地開発を認めるべき」が 26.8%に対して、「工業用地など郊外の宅地開発を抑制し、既存市街地内の空き地・空き家の活用を進めるべき」が 43.6%と最も多く、「中央地区に転居誘導を図り、中心市街地の人口密度を高めてコンパクトなまちづくりを進めるべき」24.0%となっており、両者を足すと 67.6%と、「中心市街地再構築型」を支持する意見が多くなっています。

選択肢	回答数	割合
工業地域など郊外の宅地開発を抑制し、既存市街地内の空き地・空き家の活用を進めるべき。	187	43.6%
需要があるかぎりは、市街地が現在以上に広がるとしても郊外部への宅地開発を認めるべき。	115	26.8%
中央地区に転居誘導を図り、中心市街地の人口密度を高めてコンパクトなまちづくりを進めていくべき。	103	24.0%
その他	14	3.3%
無回答・わからない	10	2.3%
計	429	100.0%

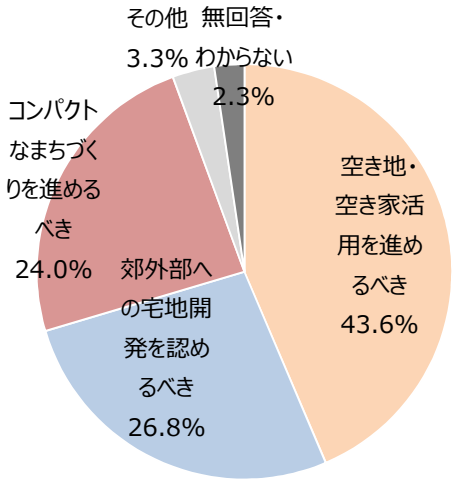

図2－6 居住地・宅地に関するアンケート調査結果

資料：「名寄市都市計画マスタープランおよび名寄市立地適正化計画に関するアンケート調査」（平成 30 年度）

また、「中央地区に引っ越しても良いか」については、「引っ越してよい、または条件が満たされれば引っ越してよい」が46.7%にのぼっており、その条件としては、「手頃な価格の住宅や土地」「医療・福祉サービスの充実」「買い物の便利さ」が多く挙げられています。

現状の商業施設への便利さから考えれば、名寄市街地に２つの拠点を設けることも考えられますが、アンケート調査結果での「既成市街地の充実」や「中心市街地の人口密度を高めるべき」、「中央地区へ引っ越してよい」という意見の多さから、将来に向けたまちづくりとしての方向性は、便利さだけではなく、持続可能な都市経営、コンパクトなまちづくり、新たな都市生活様式の創造に向かって、中心市街地でチャレンジしていくことが重要と考えます。

したがって、メリハリのある都市構造や市街地の密度維持を目指すうえで、「Ａ：中心市街地再構築型」を選択すべきと考えました。

選択肢	回答数	割合
中央地区に引っ越してよい	71	18.8%
条件が満たされれば、中央地区に引っ越してよい	105	27.9%
中央地区には引っ越さない	160	42.4%
無回答・わからない	41	10.9%
回答数	**377**	**100.0%**

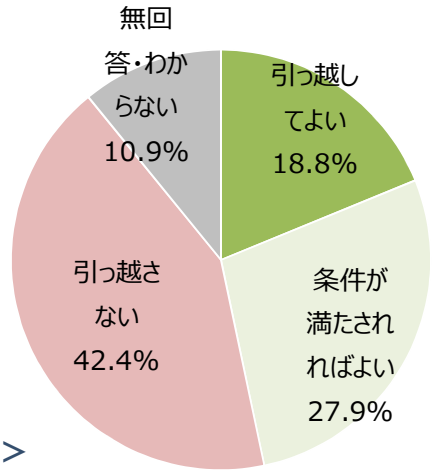

＜中央地区への居住意向＞

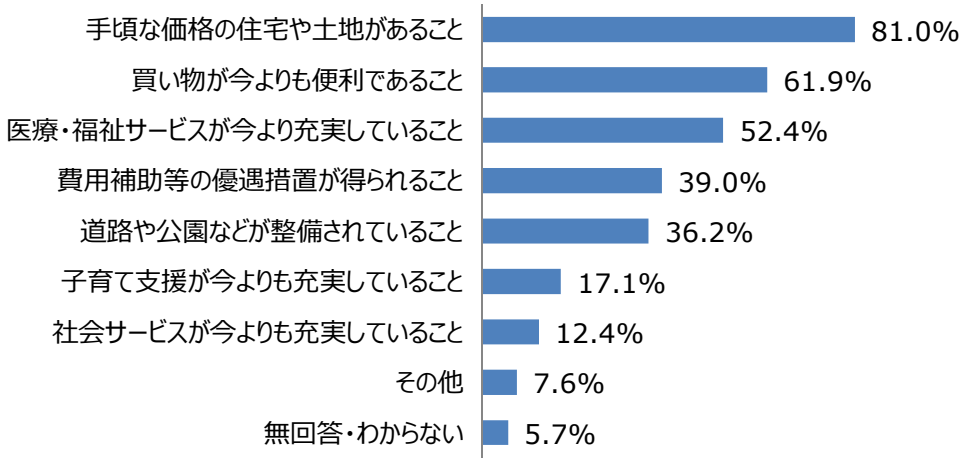

＜中央地区へ引っ越すための条件＞

図２－７　中央地区への引っ越しの意向に関するアンケート調査結果

資料：「名寄市都市計画マスタープランおよび名寄市立地適正化計画に関するアンケート調査」（平成 30 年度）

なお、後述の施策・誘導方針で目指そうとしていることは、公共施設の統廃合・再配置を起爆剤として、市民のサードプレイスを設置し、新たな人の流れ・交流を生み、学生や子育て世代も居住し、若者のチャレンジショップ等の新たなビジネス展開が小さい単位で連鎖していく光景です。このような「コト」が起こり得る環境は様々な用途、建物が集積している中心部でこそ、成立していくと考えられます。

イ．市街地形成

ＪＲ名寄駅前から国道 40 号にかけての地区は、古くから商店街が形成されるとともに、大規模な商業施設が立地し、道北の商業拠点としての機能を担ってきました。しかし、平成 10 年頃から市街地南部の工業地域が指定されている徳田・豊栄地区にスーパーマーケットや家電量販店が相次いで出店し、現在の本市の商業集積の中心は徳田・豊栄地区へ移行しています。

しかし、商業機能は衰退したとはいえ、中央地区は古くから名寄の中心としての機能を担ってきた地区であり、ＪＲ名寄駅やバスターミナル等の交通拠点や医療施設が立地するなど、本市において今後も重要な地区であるといえます。

また、将来の人口予測をみると、人口減少に対する施策展開を行った場合でも、緩やかな減少は避けられません。従って、インフラ・都市行政サービス・コストや市民利便施設の成立密度を考えると、市街地の範囲を絞り込んでいく方向性を持たなければなりません。少なくとも、これ以上拡大することは避けるべきであるといえます。従って、工業地域等への住宅の拡大を防ぐ施策が必要といえます。

以上から、市街地の密度維持・持続可能な市街地形成を考慮すると、「Ａ：中心市街地再構築型」を選択すべきと考えました。

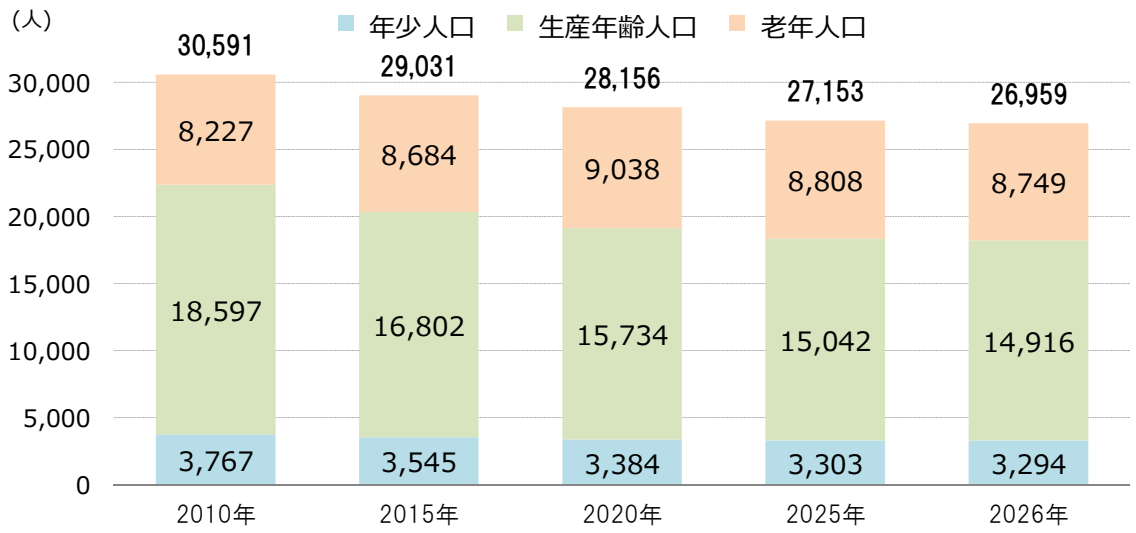

図２－８　人口減少に対する政策展開を行った場合の人口予測

資料：名寄市「名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」

表2－2　人口減少に対する名寄市の施策の基本的方向

基本目標	施策の基本的方向
・地域の産業を元気づけ、新たな力を呼び込む、活力があふれるまち	①収益性が高く多様でゆとりある農業経営の推進と計画的な森林整備 ②名寄産農作物・加工品のブランド化と消費拡大 ③農業・林業後継者の確保・育成 ④食料品製造業の誘致及び企業支援 ⑤創業・事業継承に対する支援 ⑥雇用の創出と人材の確保
・人の流れを呼び込み、ここに行きたい、ここで暮らしたいと思われるまち	①都市部等からの移住の促進と海外観光客の拡大 ⑧冬季スポーツ大会の開催・誘致の推進 ⑨冬季スポーツ合宿の誘致の推進 ⑩ジュニア世代の育成強化と冬季スポーツ拠点化の推進
・ここで育って、ここで育ててよかったといえるまち ・ここで住み続けたいと思うまち	①子育てと仕事の両立支援の推進 ⑫子育て家庭への支援の推進 ⑬家庭や地域社会から信頼される学校教育の推進 ⑭高齢者が活躍できる環境づくりの推進
・他のまちと連携し、ともに安心して暮らせるまち	①定住自立圏共生ビジョン連携事業の推進 ⑯交流自治体等との連携事業の推進
・小さくてもきらりと光る、ケアの未来をひらく大学があるまち	①保健福祉学部の再編強化 ⑱大学研究所機能の強化 ⑲卒業生の市内定着化の促進

資料：名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 31 年）

ウ．交通体系

中央地区には交通拠点となるＪＲ名寄駅とバスターミナルが立地しており、中央地区の交通利便性は比較的高い状態にあるといえます。また、バス路線の状況をみると、名寄市街地の各地区から中央地区への運行頻度は比較的多く、中央地区に拠点を設けた場合、公共交通を利用した拠点へのアクセスの利便性が確保されると考えられます。

一方で、徳田・豊栄地区に拠点を設けた場合、徳田・豊栄地区へのバス路線が限られており、公共交通を利用した拠点へのアクセスの利便性が課題となります。また、人口減少下において、徳田・豊栄地区への公共交通網を強化することは厳しい状況にあります。

このことから、車が無くても快適に暮らせる公共交通サービスを目指すうえで、「Ａ：中心市街地再構築型」を選択すべきと考えました。

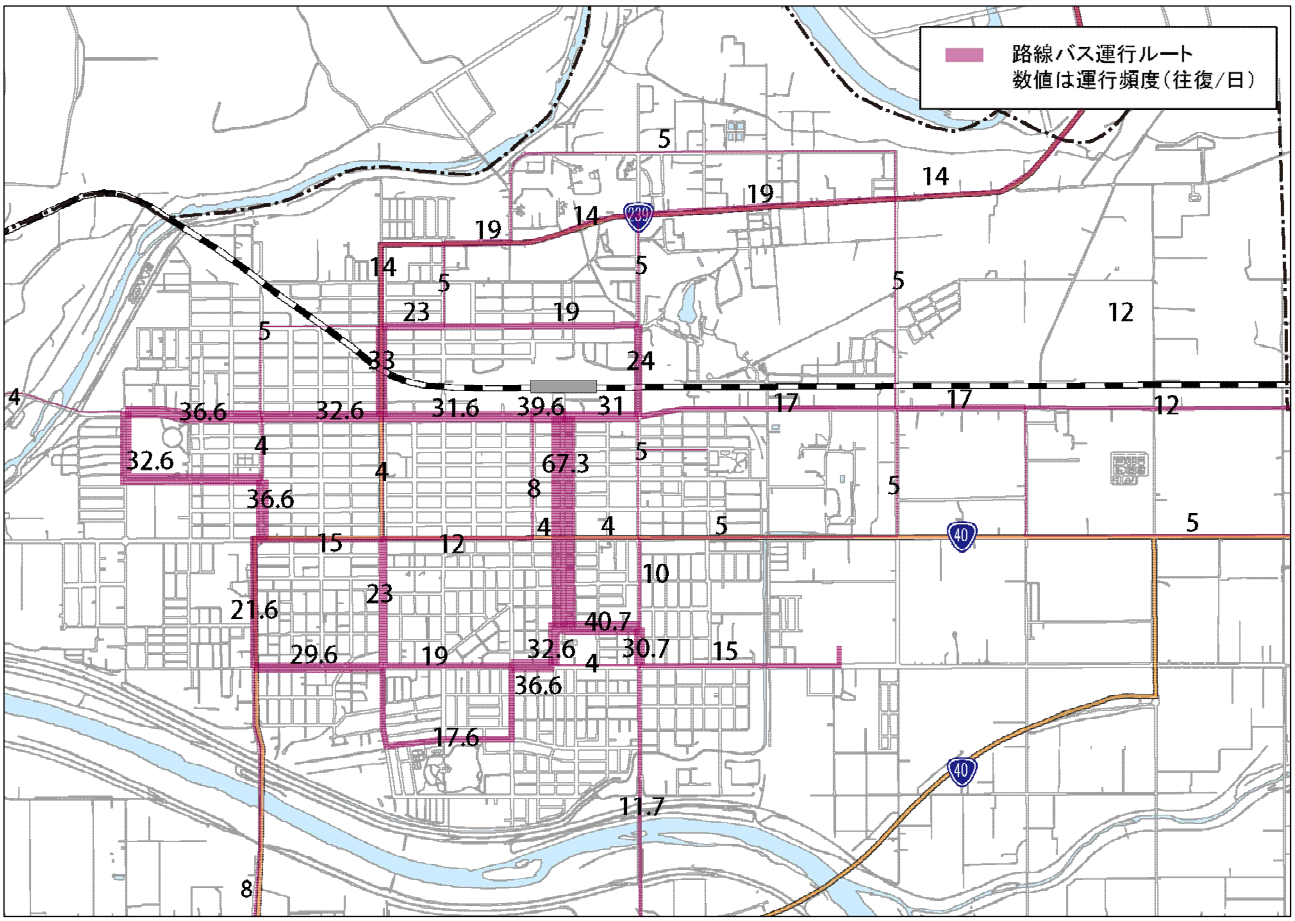

図２－９　平日の路線バスの運行頻度

資料：名士バス HP、JR 北海道バス HP、道北バス HP、士別軌道（株）HP

エ．公共施設の再編・再配置

市民のアンケート結果をみると、公共施設の配置は、都市構造パターン２「生活実態追随分散型」（名寄地区に２拠点）が40.1%支持し、都市構造パターン１「中心市街地再構築型」（名寄地区に１拠点）は36.1%と４ポイント低い結果となっています

商業施設についてみると、同様に49.9%、20.5%と圧倒的に都市構造パターン２を支持しています。これは、いつも買い物に行く徳田・豊栄地区の大規模店のそばに公共施設があれば便利という考えと思われます。

しかし、まちづくりの方針①「人々が集い賑わう魅力と活力にあふれた拠点づくり」を目指していくうえで、その起爆剤となる公共事業（公共施設の統廃合・再配置等）が重要な役割を果たすべきでありますが、財政制約上実施可能な事業は限られており、２つの拠点に分散するよりも１つの拠点に絞った方がより効果的であるといえます。

また、まちづくりの方針②「将来にわたり安心・快適に暮らせる市街地づくり」を目指していくうえで、拠点の継続性が重要です。中心商店街は、本市の歴史上これまで長い間、中心市街地としてあり続けています。商業機能は衰退していますが、交通結節点、多様な施設・機能の集積性、その密度から中心で有り続けると考えられます。一方、徳田・豊栄地区は、人口減少下で収益が減った場合の大型商業機能の継続性について慎重な検討が必要となります。

このことから、公共施設の再編による拠点施設の整備、持続可能な市街地形成を目指すうえで、「Ａ：中心市街地再構築型」を選択すべきと考えました。

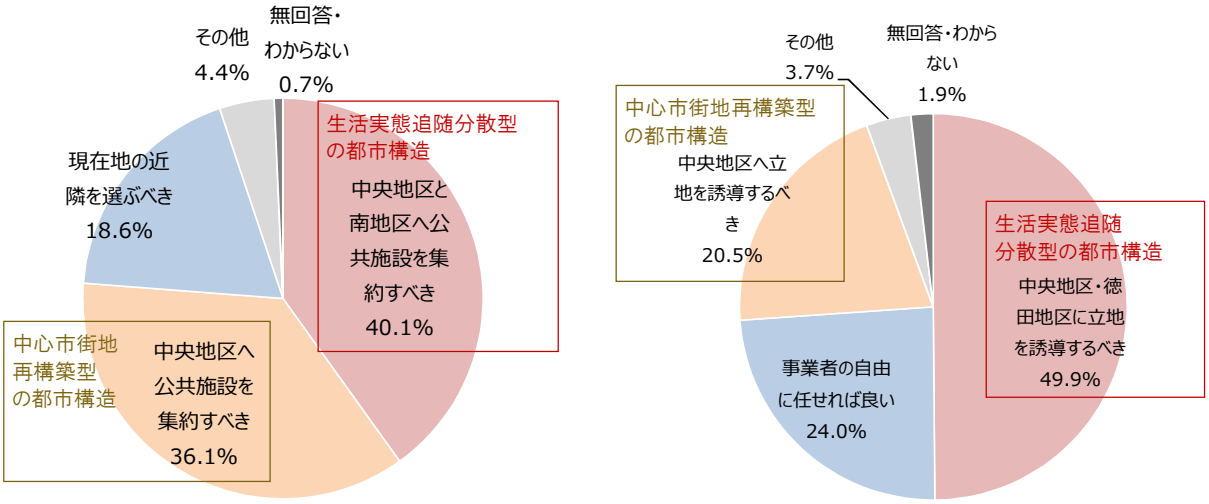

＜公共施設の立地について＞　　＜商業施設の立地について＞

図2－10　施設立地に関するアンケート調査結果

資料：「名寄市都市計画マスタープランおよび名寄市立地適正化計画に関するアンケート調査」（平成30年度）

（２）都市構造の形成方針

中央地区のＪＲ名寄駅前周辺を中心生活交流拠点、風連地区のＪＲ風連駅前を地区生活拠点とし、名寄地区、風連地区の中心市街地として整備を図ります。

構成要素		内容
拠点形成	中心生活交流拠点	・名寄地区のJR名寄駅を中心とした中心市街地は、これまで周辺圏域における商業・業務の中心地域としての役割を果たし、多くの商業・業務施設が集積している地区であり、今後も市民共有の生活拠点や北・北海道中央圏域定住自立圏の中心としての役割を果たしていくため、都市機能施設の誘導立地や官民協働によるまちづくりを進め、市民の生活の質の向上を目指します。
	地区生活交流拠点	・風連地区の中心市街地は多くの商業・業務施設が集積している地区で、今後も風連地区の生活基盤の中心地区としてその活性化に努めていきます。
市街地形成		・現在の市街地の拡大を抑制するとともに、住宅地についても現行の住居系用途地域内で収めることを基本とします。 ・とりわけ、中心生活交流拠点及びその周辺では、人口密度の維持・増加を目指し、まちなか居住を推進します。
交通体系		・周辺市町村及び智恵文地区、名寄地区、風連地区を結ぶJR宗谷本線を「広域幹線路線」として位置づけます。 ・国道 40 号を名寄地区の中心生活交流拠点と風連地区の地区生活交流拠点を結ぶ重要な主要公共交通軸として位置づけます。 ・本市から他都市まで接続する路線（下川線・興部線・恩根内線・深名線・名寄線・中多寄線）を「準幹線路線」として位置づけます。 ・JR 名寄駅から名寄市立総合病院にかけての駅前通沿道をメインストリートと位置づけます。 ・広域幹線路線・準幹線路線を支える生活路線として、コミュニティバスや徳田線、日進ピヤシリ線、風連線、デマンドバスを維持し、利用の活性化を図ります。 ・交通空白地においては、デマンドバスや乗合タクシー、定額タクシー等を活用した新たな地域の足の確保策について検討を行います。
公共施設再編		・建替が急がれる庁舎、消防署、保健センター、図書館、児童センター、保育所のすべての施設を可能なかぎり名寄地域の「中心生活交流拠点」及びその周辺（半径約 800m圏）に戦略的に配置します。

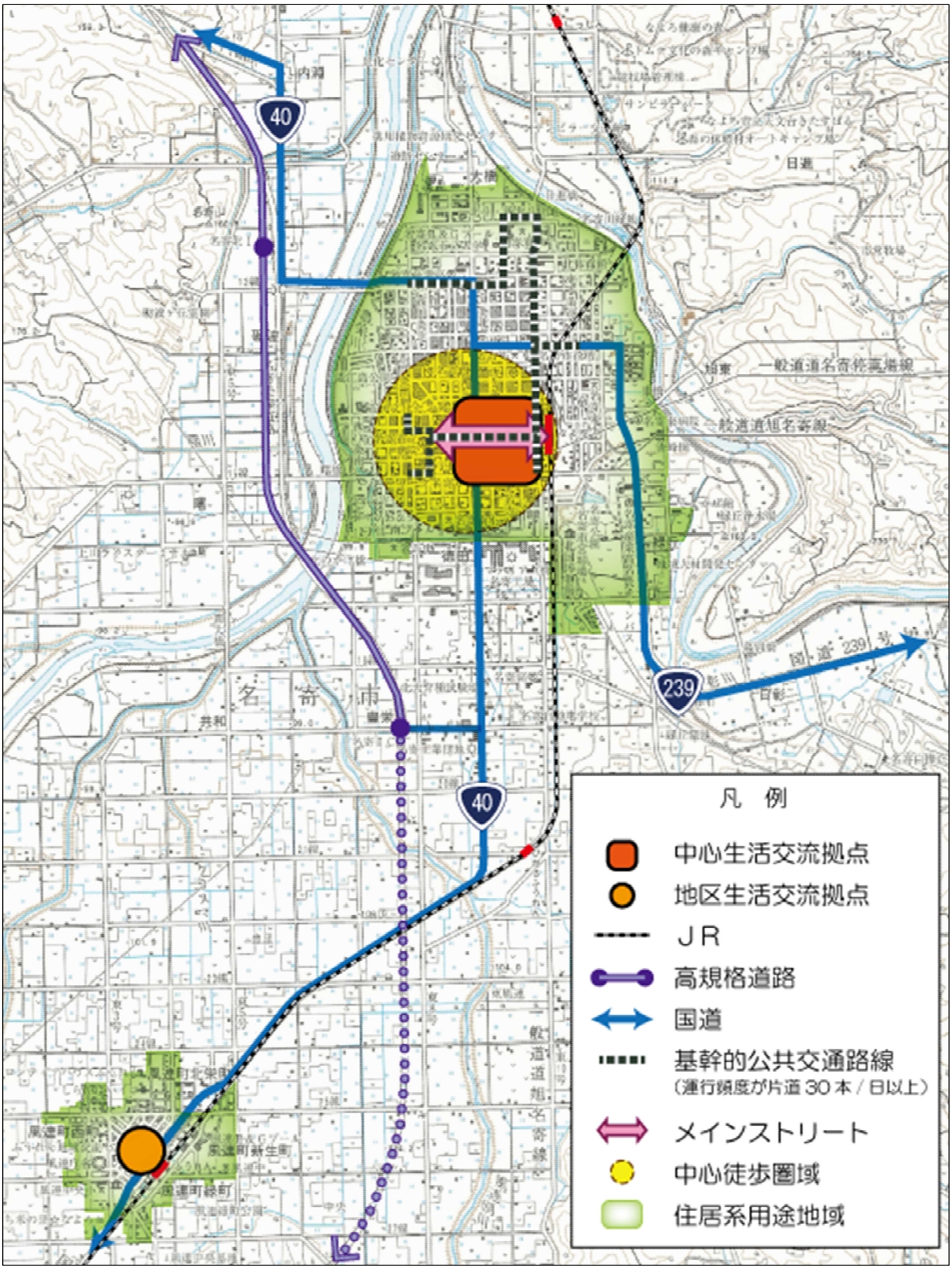

図2－11　将来都市構造図

注）国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」を参考に、運行頻度が片道 30 本/日以上のサービス水準を有するバス路線を「基幹的公共交通路線」と定義しました。

2−5 都市機能・居住の立地適正化に関する誘導方針

コンパクトなまちづくりの方針の実現に向け、以下の誘導方針で都市機能及び居住の誘導を進めます。

（1）誘導方針① 拠点への公共施設の再配置・複合化による市民交流の促進

“街なかに市民の多様なサードプレイス※を設置し、なぜかいつも人がいるという光景をつくる”

本市の公共施設のうち、老朽化し対策が急がれる「保育所」、「児童センター」、「図書館」、「保健センター」等の施設を複合化し、連携効果を高めることが必要です。

市街地の拡大と共に、名寄市街地では、中心部のやや外側に児童センター、庁舎、図書館、保育所などの公共施設が昭和 40 年代～50 年代前半（築 40～50 年経過）に建てられました。さらにその外側に、文化センター、福祉センター、特別養護老人ホーム、市立大学など規模の大きい施設が昭和 50 年代後半から平成の時代に建てられ、公共施設の郊外化が進められました。

人口減少・少子高齢化の進展、市民ニーズの変化に合わせて、ＪＲ名寄駅前の中心市街地について、商店街としての再生というよりも、現代的な再生・活性化（生活交流拠点）を目指して、駅前交流プラザ「よろーな」に続いて公共施設の戦略的な配置を図っていきます。

よって、まずは今後対策が急がれる、昭和 40 年代～50 年代前半に建てられた公営住宅を含む公共施設を「中心生活交流拠点」又はその近傍に効果的に再配置していくことを基本方向とします。

※自宅でも学校や会社でもない第３の居場所

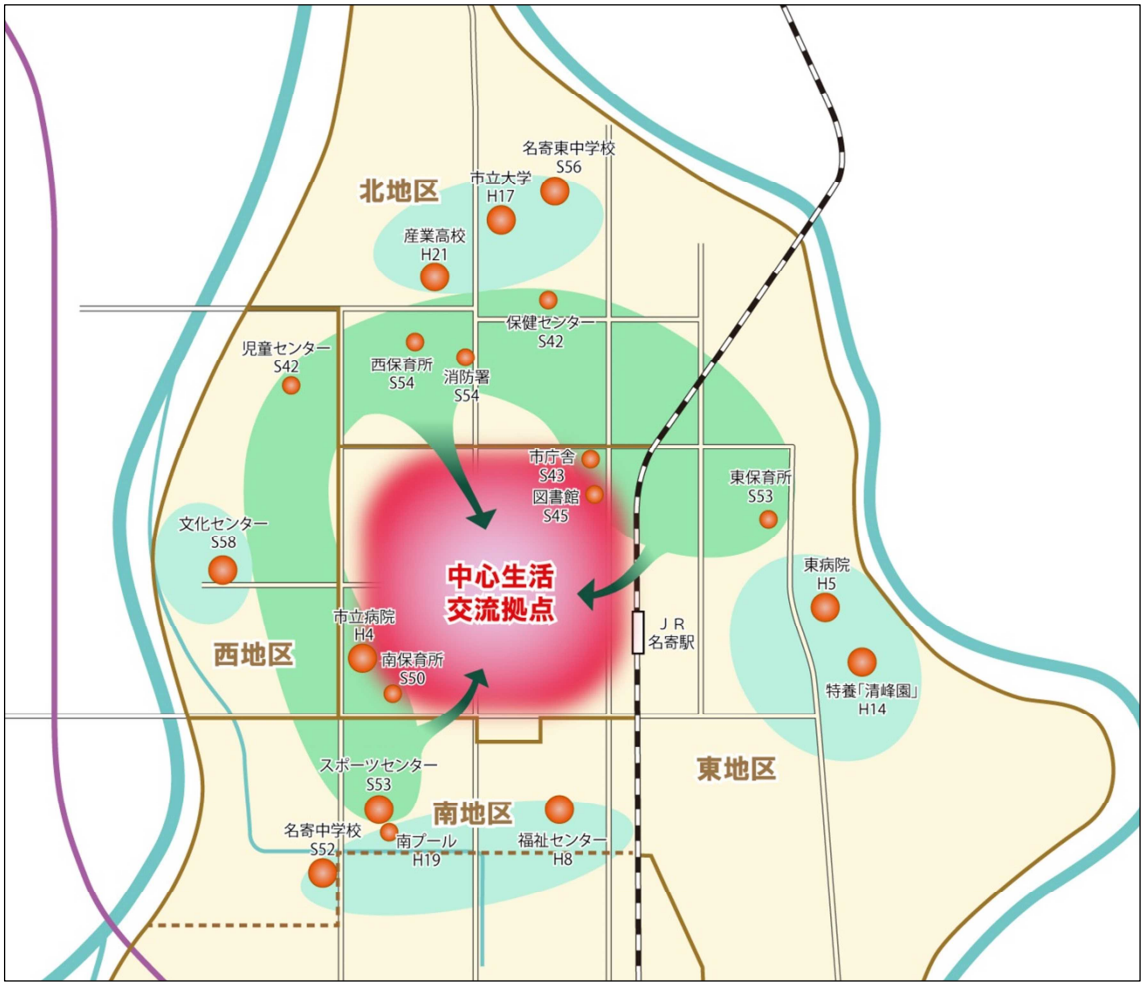

図2−12 公共施設再編の基本方向

（2）誘導方針②　拠点での新たなビジネス展開を促進

“人が交流することで、新たなビジネスやアイデアが生まれるという光景をつくる”

人々が交流することで新たなビジネスやアイデアが生まれる環境は、様々な用途の建物が集積している中心部でこそ成立すると考えられます。

そこで、公営住宅を含む公共施設を中心商店街に近接立地させるなどの取り組みにより、市民のサードプレイスの創出を図ります。これにより、新たな人の流れ、交流が生じ、学生や子育て世代等の居住の促進や若者のチャレンジショップ等の新たなビジネス展開が小さい単位で連鎖していくことに繋がることが期待されます。

（左上、左下）ハンドメイドの雑貨店（右上）Tシャツプリントショップ（右下）サイクルショップ

図2－13　人が集まることによる集積効果（佐賀市）

（3）誘導方針③　拠点およびその周辺での居住環境の向上

“多様な世代が街なか周辺に住み、快適かつ便利に暮らせるという光景をつくる”

多様な世代が街なか周辺に住み、快適かつ便利に暮らせるという光景をつくるべく、拠点およびその周辺での居住環境の向上を図ります。

そのために、リノベーションによる学生寮や新婚・子育て世帯向けアパート、サービス付き高齢者住宅などの整備促進や、住宅・土地のあっ旋、子育て・介護福祉機能の整備・充実などの取り組みを進めます。

また、これらの取り組みを進めることで、食品や日用雑貨などの多種の品種を扱う小規模な店舗や、カフェなどの街なかの賑わいや魅力を高める飲食店の出店につながることも期待されます。

福祉＆店舗

事例：介護施設と商業施設の連携による「おでかけリハビリ」（函館市）

改修＆若者

事例：若者が集う拠点（ボルダリングジム）に改修「レッドポイント」（池田町）

学生＆子供

事例：学生が子供たちに学習会を行う子ども食堂「ここなつ」（江別市）

図2－14　居住環境向上の取組み例

（4）誘導方針④　拠点へのアクセス向上のための公共交通の充実

“車を使わなくても不自由なく暮らせるという光景をつくる“

車を使わなくても不自由なく暮らせるという光景をつくるべく、公共交通の充実による拠点へのアクセス利便の向上を図ります。

そのために、バス・ＪＲの乗継ぎ利便性の向上（待合環境整備）や、路線バス、デマンドバス等のIT 化（バスロケーションシステム等）などの取り組みを進めます。

事例：店舗内のバス待合（左）と運行状況のリアルタイム表示「バスキタ！旭川」（右）

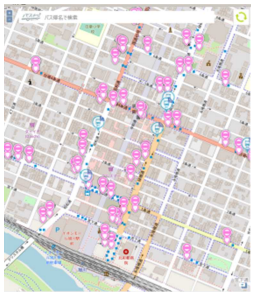

図2－15　公共交通の充実にむけた施策の例（旭川市）

第3章　居住誘導区域

3－1 居住誘導区域の設定方針

（1）工業地域を除く用途地域の範囲内

原則として、用途地域の指定のない「白地地域」は居住誘導区域には含めないこととします。また、工業地域は、主に工業の利便を増進する地域とされていることから、居住誘導区域に含まないこととします。工業地域を除く用途地域の指定範囲は以下のようになります。

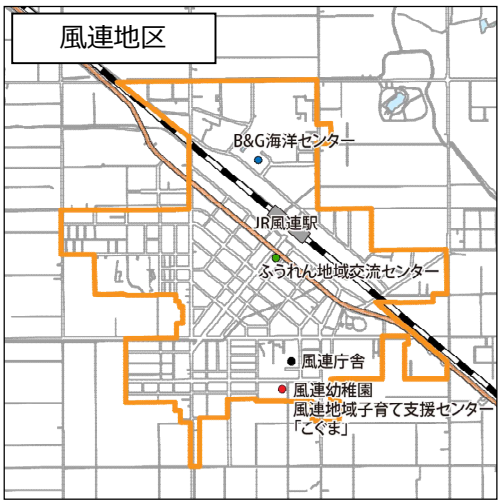

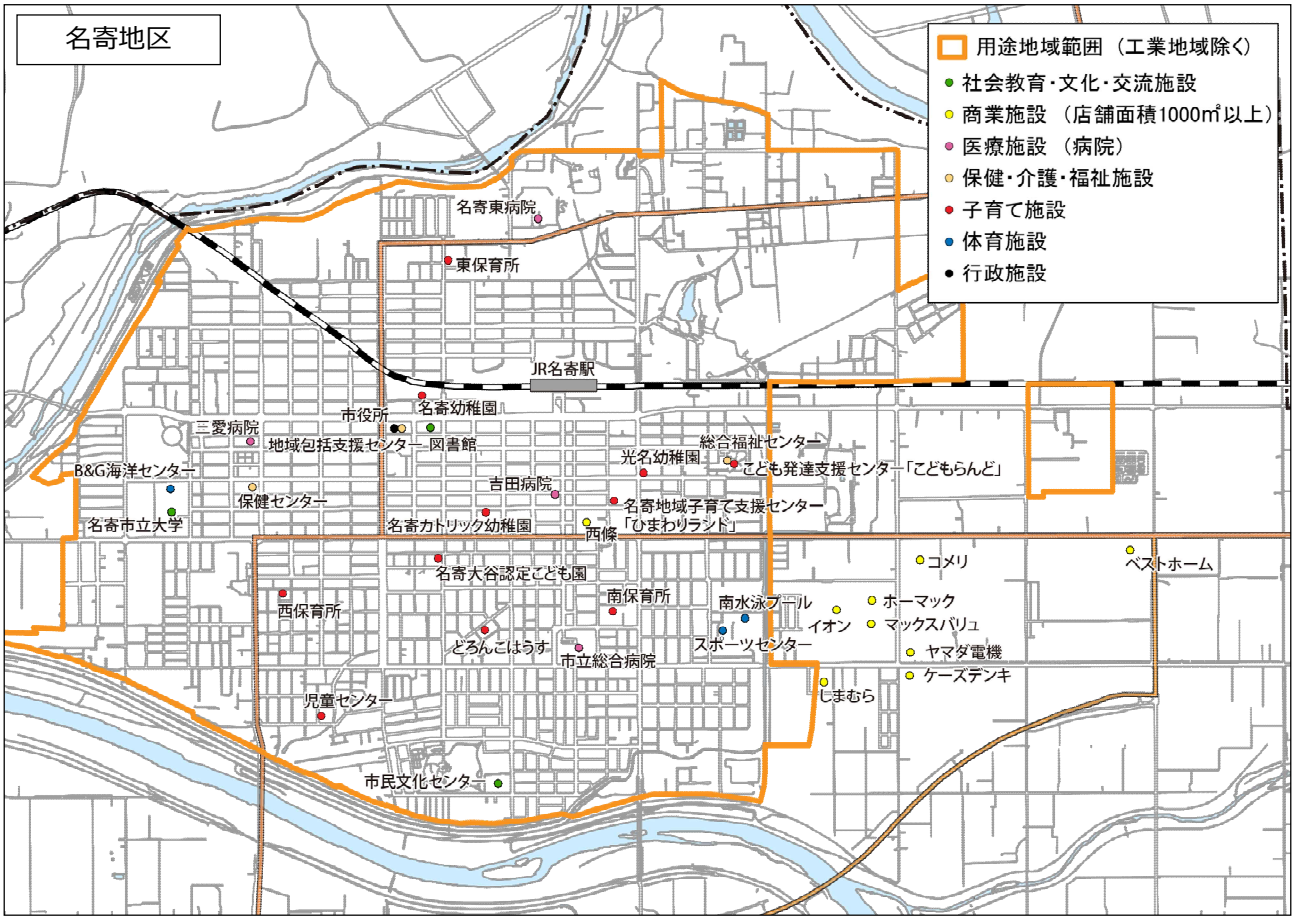

図3－1 工業地域を除く用途地域の範囲

（2）人口集中地区を考慮

名寄地区では、人口集中地区（以下、DID 地区）の範囲内を基本として居住誘導地域に設定することとし、名寄市街地の東部など、用途地域の範囲内でも、DID 地区の範囲外となっているエリアは居住誘導区域には含めないこととします。

また、風連地区については、全域が DID 地区の範囲外となっていますが、旧風連町の中心市街地であり、都市機能や居住が一定程度集積していることから、居住誘導区域に含めることを検討することとします。

注）人口集中地区：国勢調査の基本単位区等を基礎単位として、原則、人口密度が 40 人/ha 以上の基本単位区等が市町村の境域内で、互いに隣接し、それらに隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有する地区のことをいいます。

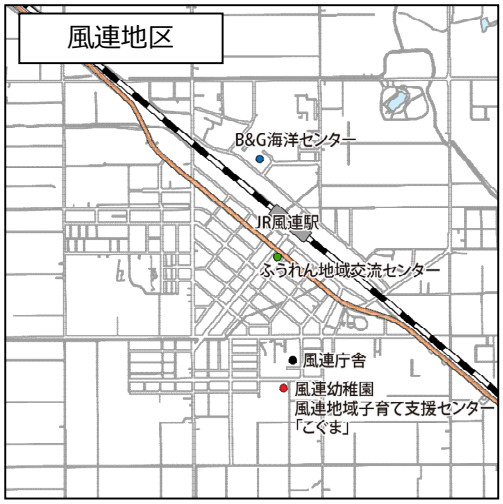

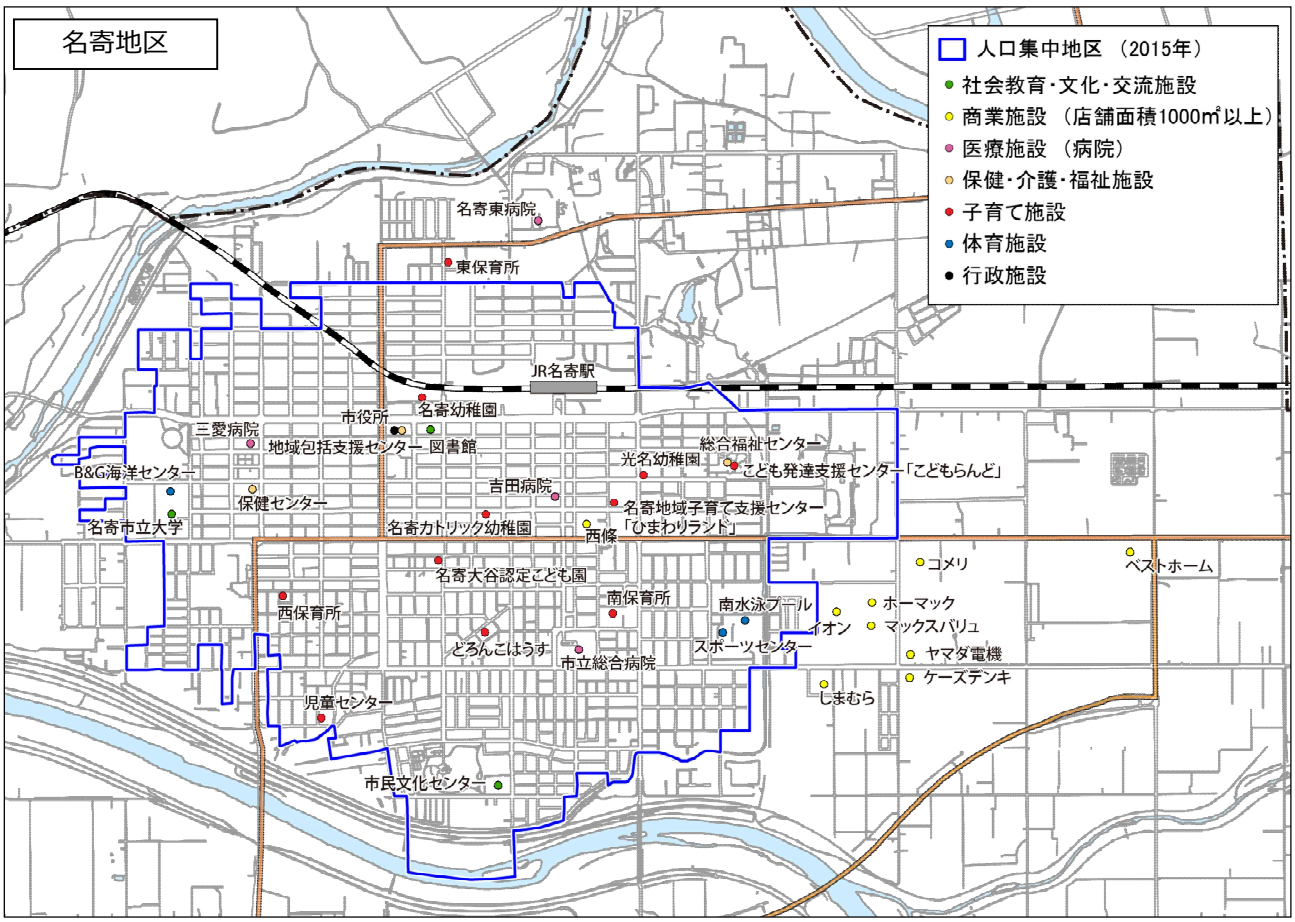

図3－2 人口集中地区の状況（2015 年）

（３）バス停の徒歩圏内

居住誘導区域に含めるのは、都市機能誘導区域に指定されているＪＲ名寄駅周辺にアクセスできるバス路線の停留所の徒歩圏（300m）内を基本とします。バス停留所の徒歩圏内は以下のようになっており、風連地区の用途地域範囲、名寄地区の人口集中地区の範囲は、ほぼ全域をカバーできています。

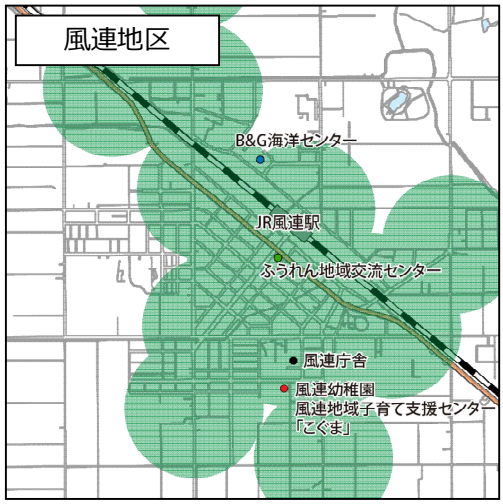

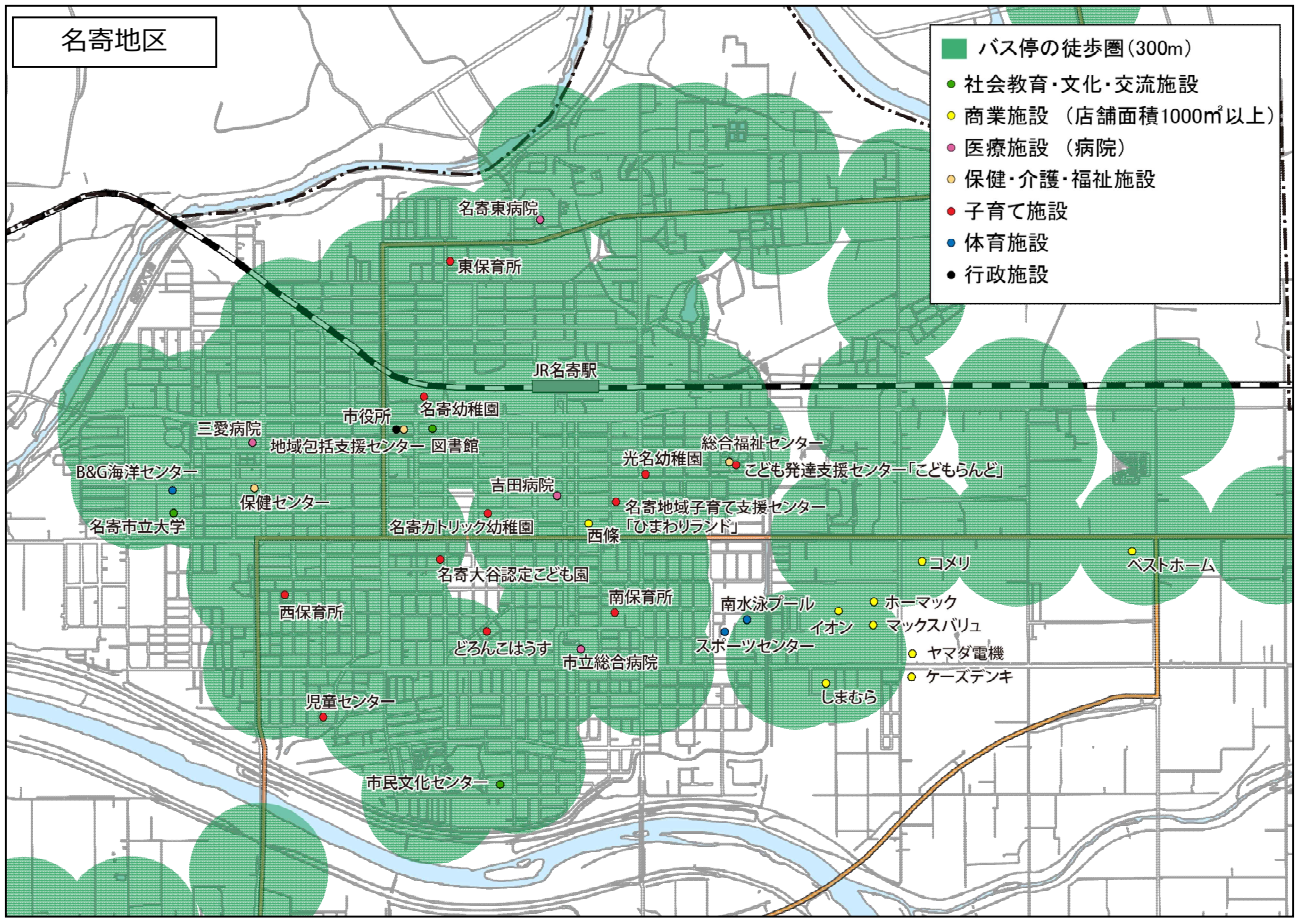

図３－３ バス停から徒歩圏（300m）のカバー状況

（4）災害リスクの低い区域

国土交通省水管理・国土保全局「水害マップ作成の手引き」によると、浸水深が３m以上となると、一般的な家屋の２階の床下の高さを超えるため、居住誘導区域から極力除外することとします。

天塩川・名寄川・風連別川の洪水浸水想定区域（想定最大規模）による、浸水深が３m以上となる範囲は以下のようになっており、名寄地区の北部や西部を中心に広がっています。

ただし、市立総合病院のように、本市にとって重要な都市機能が立地しており、洪水浸水想定区域外への移転が困難な場合は、ハード・ソフト両面から適切な災害対策を実施することを前提に居住誘導区域に含めます。また、災害対策の取組は洪水浸水想定区域だけではなく、名寄市全体での取組とします。

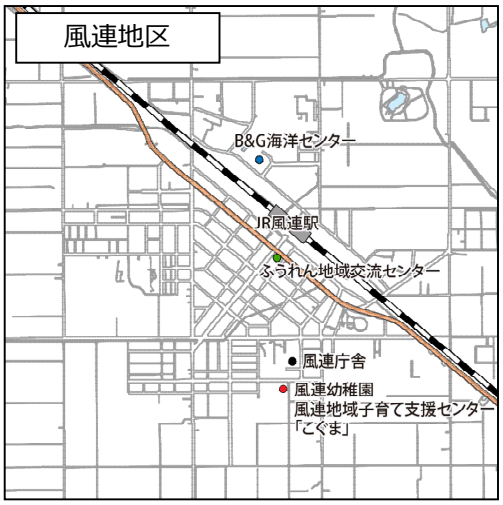

【実施する災害対策（例）】

- 国・道と連携した護岸や堤防の整備、河床掘削
- 未整備箇所の定期的な現場確認と点検
- 防災行政無線などの計画的な更新
- 市と地域防災リーダーや関係行政機関との連携強化による水防活動の実施。
- 浸水リスクの高い地域の住民を対象とした町内会、関係機関が連携する避難訓練の実施
- 防災知識の取得と継承を目的とした研修会の開催
- 洪水ハザードマップの更新

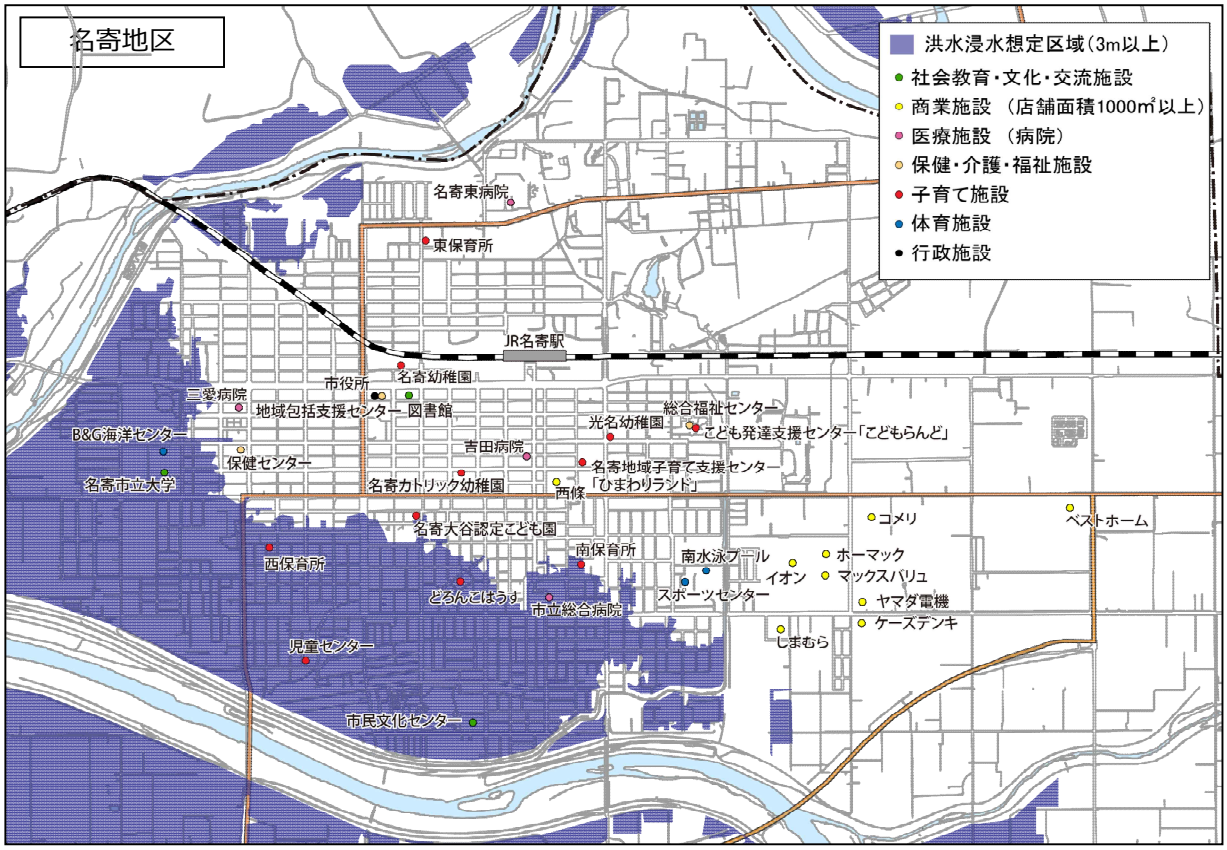

図3－4 洪水浸水想定区域が3m以上の範囲

＜参考＞　将来人口から見た区域面積の目安

社人研推計によると、本市の人口は 2030（令和 12）年時点で 23,677 人、2040（令和 22）年時点で 19,903 人まで減少します。また、名寄市街地人口（中央・北・東・南・西地区の人口）も 2030（令和 12）年には 18,241 人、2040（令和 22）年には 15,354 人まで減少することが予測されます。

将来人口が減少しても、2015（平成 27）年の DID 人口密度（34 人/ha）を維持することができる面積を「上限目安」とし、居住誘導区域の面積は 2040（令和 22）年におけるこの「上限目安」以下にすることを基本とします。

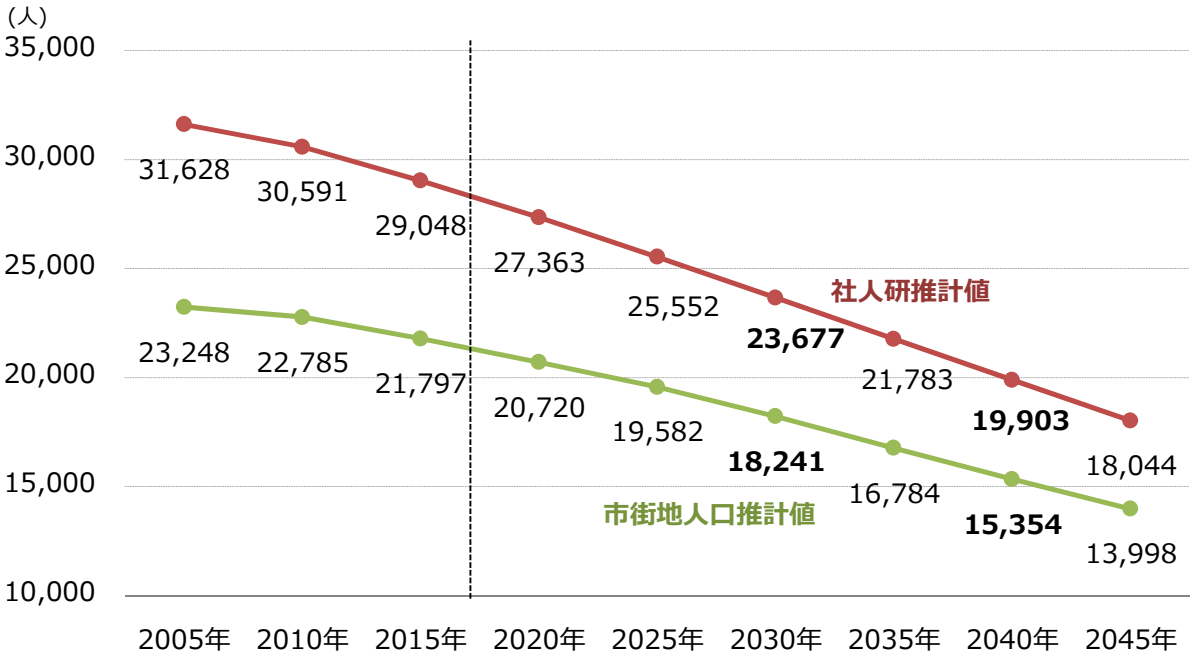

2015 年の面積

DID 面積	563ha
人口集中地区人口	18,879 人
人口密度	34 人/ha

2030 年の上限目安面積

上限目安面積	**537ha**
名寄市街地人口	18,241 人
人口密度	34 人/ha

2040 年の上限目安面積

上限目安面積	**452ha**
名寄市街地人口	15,354 人
人口密度	34 人/ha

図3－5　将来人口から見た区域面積の「上限目安」

注 1）2030 年、2040 年の名寄市街地人口の算出方法：中央地区、東地区、西地区、南地区、北地区の各地区の人口推計を行い、足し合わせたもの

3−2 居住誘導区域

3-1 で示した条件を踏まえ、居住誘導区域の設定を行います。

名寄地区については、４つの条件を全て満たすエリアを居住誘導区域に設定することを基本とします。

風連地区については、DID 地区の範囲外となっていますが、旧風連町の中心市街地であり、都市機能や居住が一定程度集積していることから、その他３つの条件を満たすエリアを居住誘導区域に設定することを基本とします。

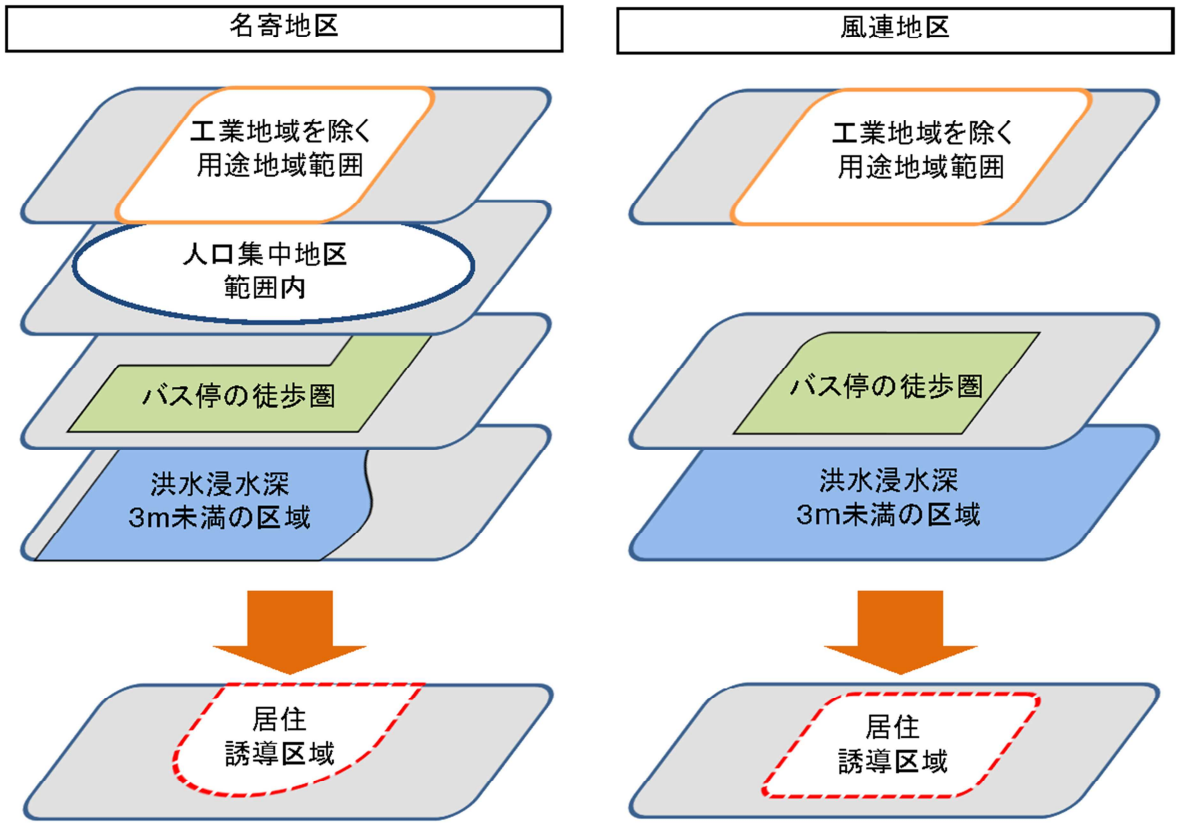

図3−6 区域設定のイメージ

以上の条件を踏まえ、居住誘導区域を以下のように設定します。区域は基本的に、条丁目を単位として設定していますが、一部では、区域の一体性を考慮して、都市計画道路や鉄道を区域の境界とします。

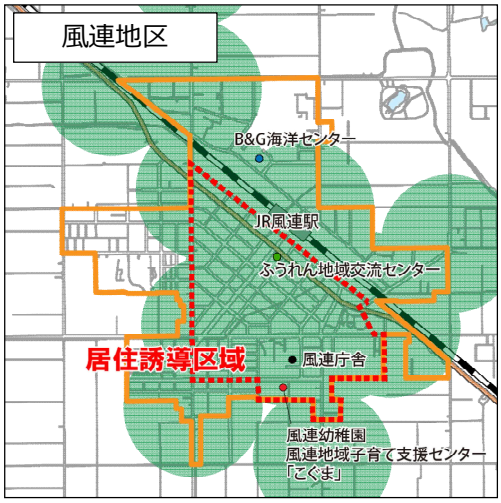

面積	・名寄地域：約 235ha ・風連地域：約 48ha（風連用途地域の 30%）
用途地域に対する割合	・用途地域の 23% ・（名寄地域はH27 年DIDの 41%）

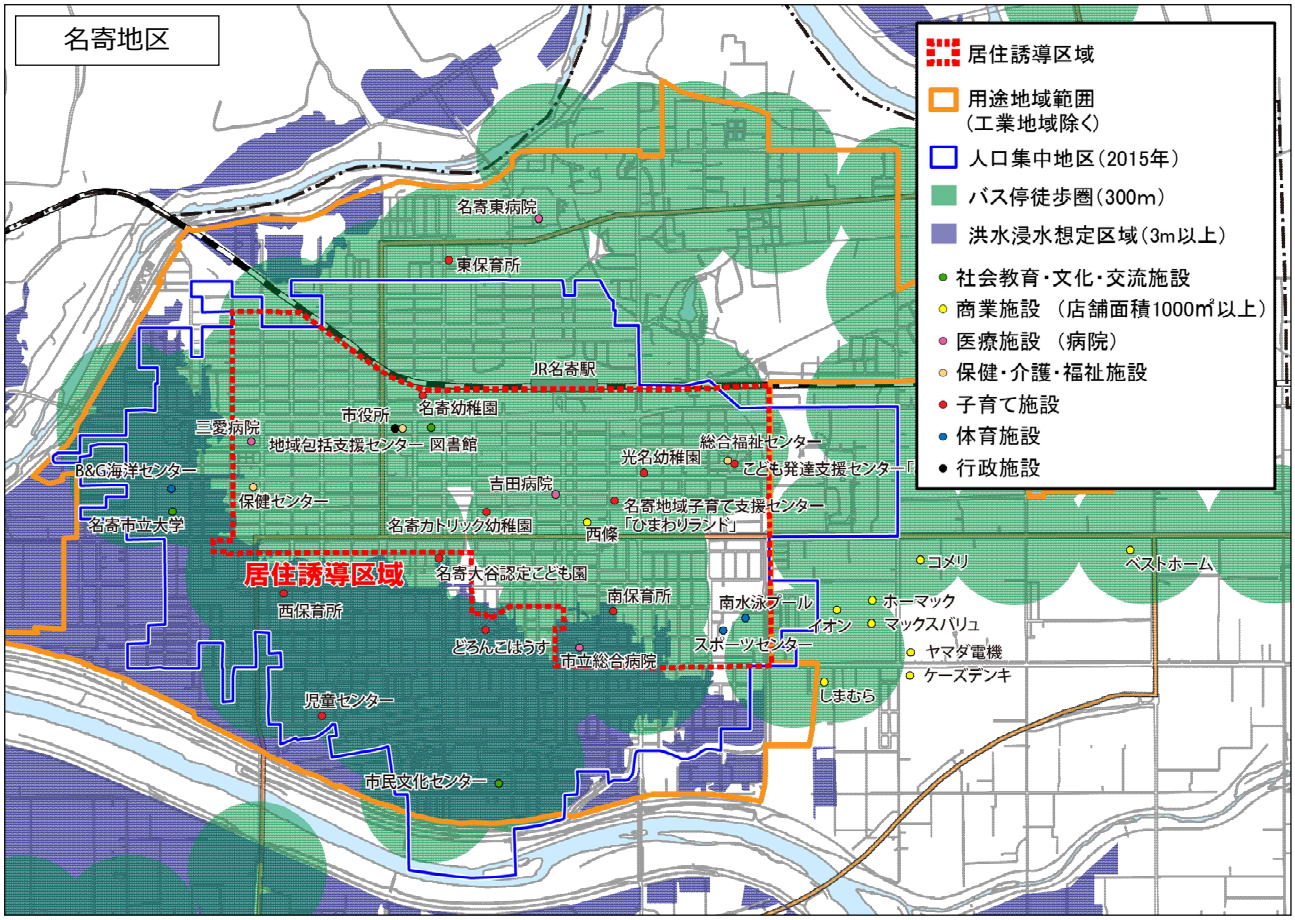

図3－7 居住誘導区域

第4章　都市機能誘導区域・誘導施設

4－1　都市機能誘導区域の設定方針

（１）バスの運行頻度が高いJR名寄駅～市立総合病院の軸線上

ＪＲ名寄駅から名寄市立総合病院までの駅前通は、路線バスが最も高頻度で運行し、周辺地区からのアクセス利便が高い区域となっています。そのため、駅前通沿道は、「メインストリート」と位置づけ、都市機能誘導区域に含めることとします。

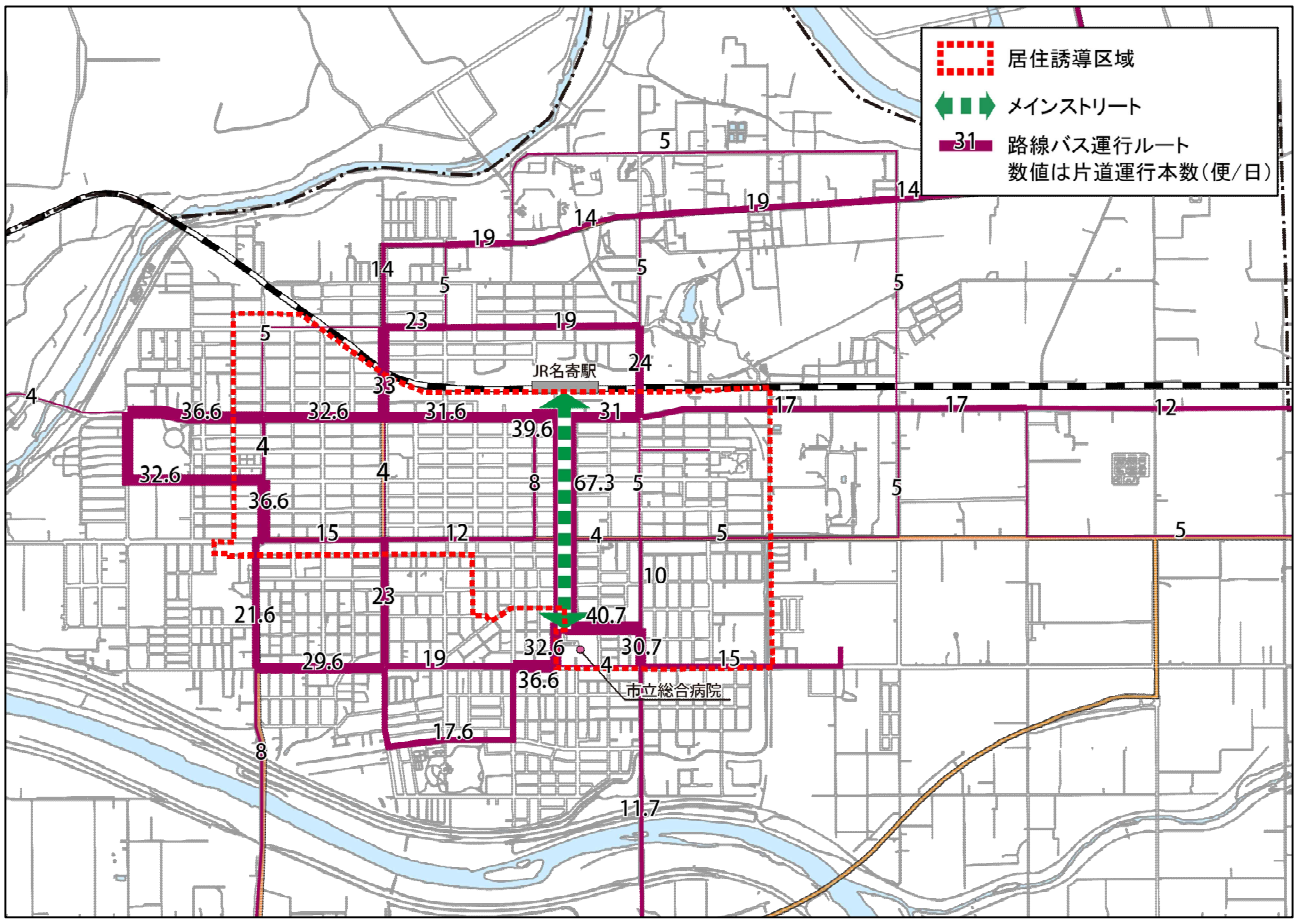

図4－1　平日の路線バスの運行頻度と主要公共交通軸

注１）路線バスの運行頻度は平日の時刻表を基に算出しています。
注２）季節によって運行頻度が異なるバス路線があるため、運行頻度が整数とならない場合があります。

（2）JR名寄駅前周辺の商業地域

ＪＲ名寄駅前周辺の商業地域は商業施設や医療施設などの都市機能が集積し、生活利便性が高いエリアとなっています。そのため、ＪＲ名寄駅前周辺の商業地域に指定されている範囲は都市機能誘導区域に設定することとします。

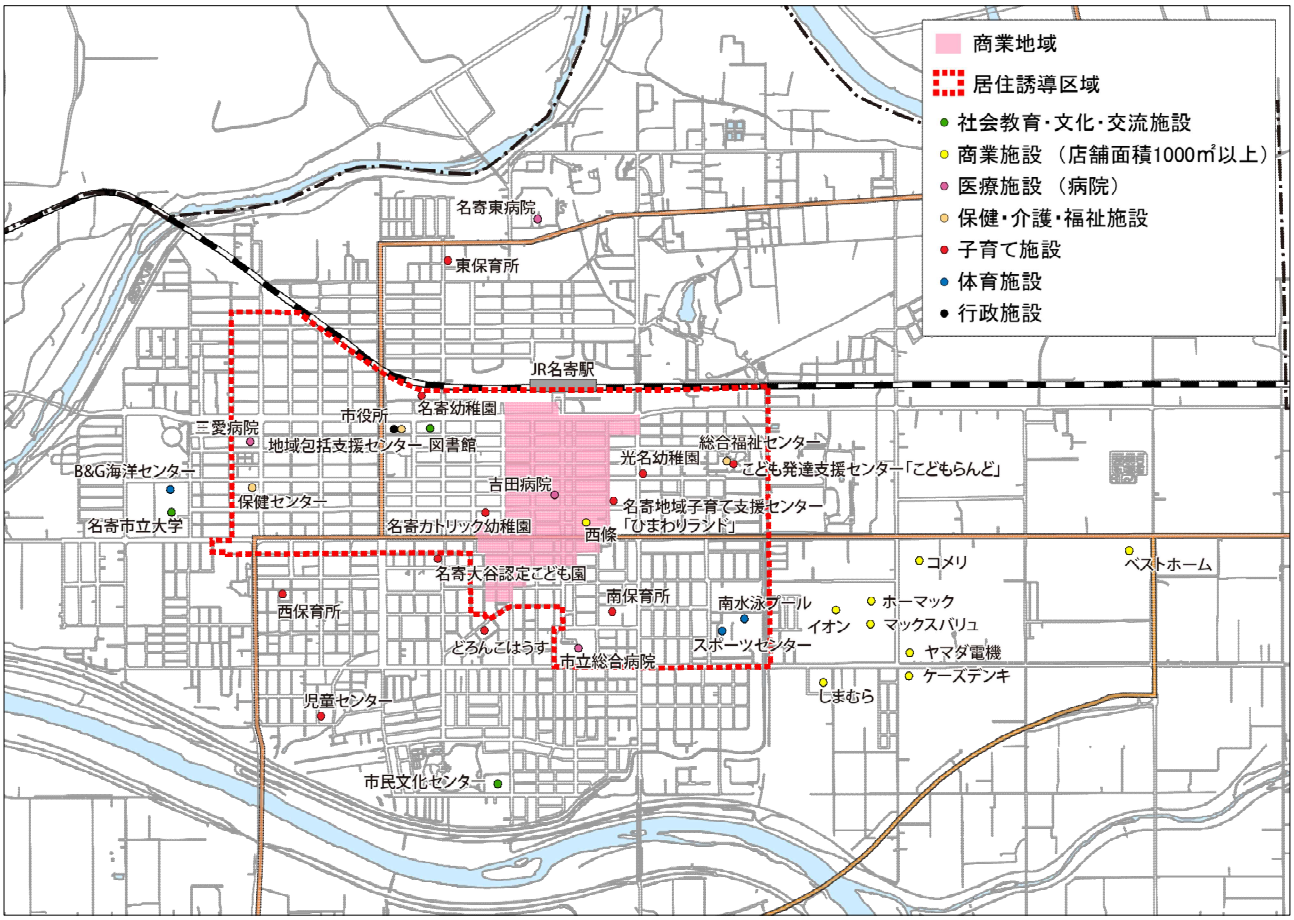

図4－2　用途地域が「商業地域」に指定されている範囲

（3）徒歩等で移動可能な「半径 800m圏内」に収める

都市機能誘導区域の範囲は徒歩で容易に移動できる半径 800m の範囲に収めることが望ましいと考えられます。（半径 800m:「都市構造の評価に関するハンドブック（平成 26 年８月　国土交通省）」において、一般的な徒歩圏としている。）

「メインストリート」周辺や JR 名寄駅前の商業地域が半径 800m の円の範囲に収まることがわかります。また、現在の主要施設の立地状況をみると市役所や市立総合病院も半径 800mの円の範囲に収まります。

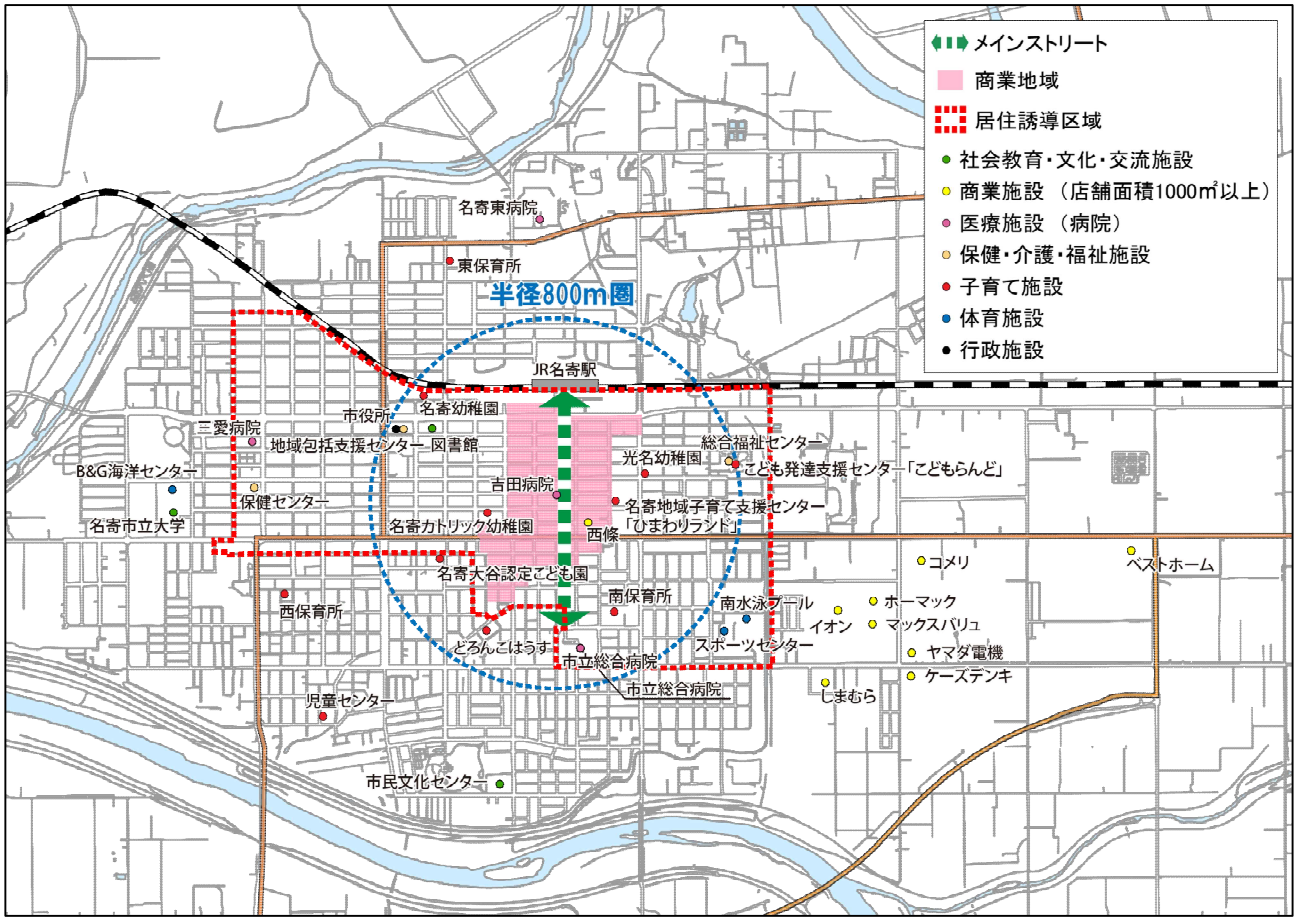

図4－3　半径 800m の範囲と名寄市街地の主要施設

4−2 都市機能誘導区域

以上の設定方針を踏まえ、都市機能誘導区域は、主要公共交通軸とＪＲ名寄駅前周辺の商業地域を含む、主要な公共施設が収まる範囲に設定することとします。また、区域の一体性を考慮し、幹線道路や条丁目を境界として、区域を設定することとします。なお、設定した都市機能誘導区域は居住誘導区域の範囲内となっています。

都市機能誘導区域の面積は約 117ha で現行用途地域面積の 9.6%となります。

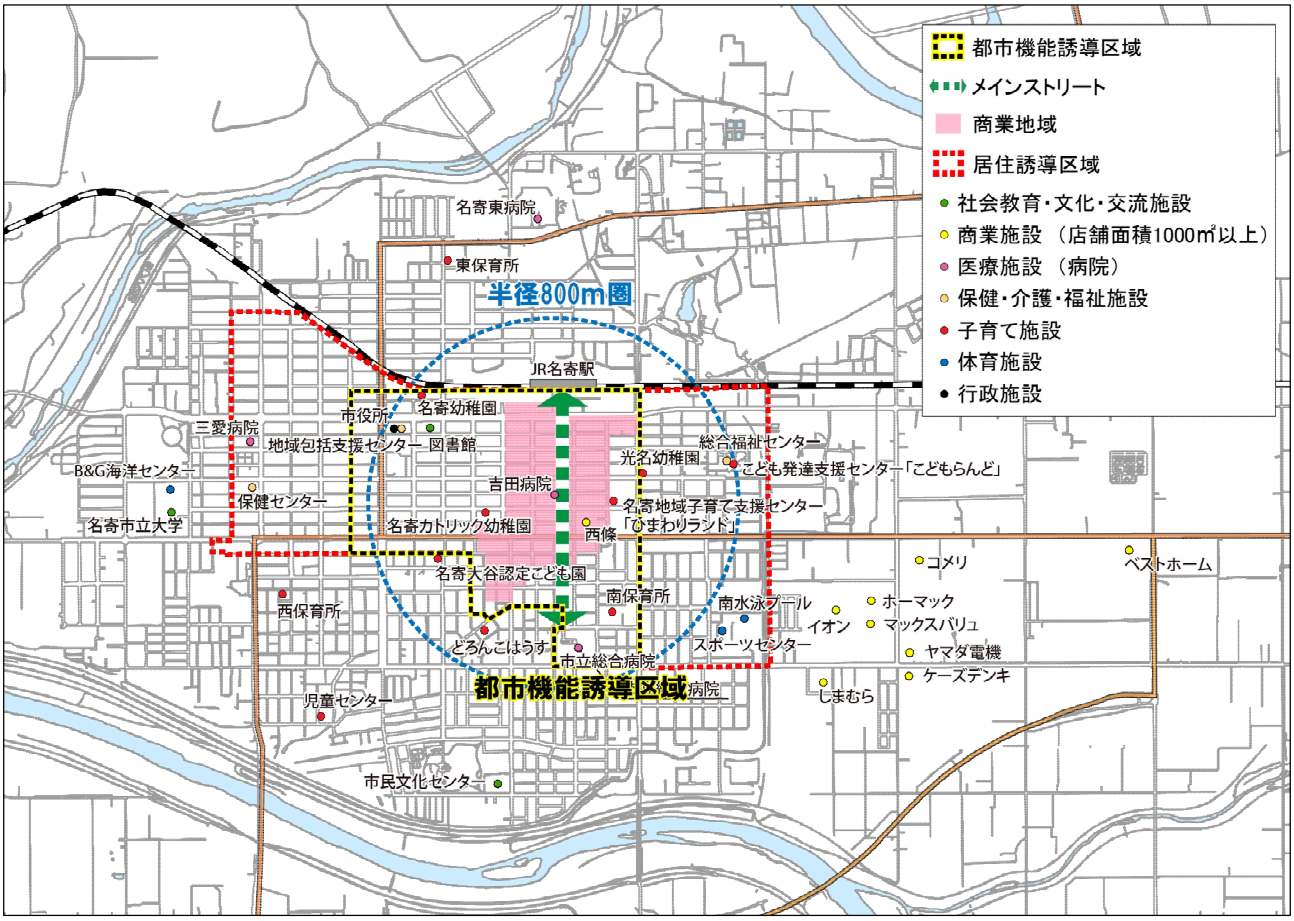

図4−4 都市機能誘導区域の範囲

4−3 誘導施設の設定

誘導施設とは、都市機能誘導区域内で立地を誘導すべき都市機能増進施設※です。

都市機能誘導区域内に新たに立地を誘導すべき本市の魅力や求心力を高める施設を設定します。また、区域内に既に立地していて地区の生活利便性を確保するために維持し続けることが求められる施設について、都市機能誘導区域外への立地の抑制を図るために設定します。

誘導施設を定めることにより、都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の開発行為等を行う場合、または都市機能誘導区域内で誘導施設の休止・廃止を行う場合には、市長への届出が義務付けられます。

注）**都市機能増進施設**：居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。（都市再生特別措置法）

表4－1　誘導施設の設定

機能	誘導方針	届出の対象とする誘導施設	定義･根拠法
社会教育・文化・交流施設	・図書館、大学等のサテライト施設、多目的集会･交流スペースや情報発信機能等、市民の教育･文化･交流に係わる施設の立地を誘導する。ただし、名寄市民の交流拠点として、文化センターは中核施設となるが、大規模な敷地を要するため誘導はしない。	・図書館、大学等のサテライト施設	・図書館法第2条第1項、学校教育法第1条
商業施設	・日常に利用できる買い物機能は、街なか居住を維持するうえで不可欠であるため、生鮮食料品を扱う大規模な店舗を誘導（転出抑制）する。	・店舗面積 1,000 ㎡以上の商業施設で、生鮮食料品を扱うもの	・店舗面積は、大規模小売店舗立地法第2条の定義による。
医療施設	・街なかでの老若男女の健康と安心を支える病院、診療所のうち、日常医療として必要性の高い科目を複数有する病院又は診療所、調剤薬局の立地を誘導（転出抑制）する。	・内科･外科･整形外科･リハビリステーション科･小児科･産婦人科のうち複数の診療科目を有する病院又は診療所、調剤薬局	・医療法第1条の5、医療法第1条の2
保健・介護・福祉施設	・市の介護･福祉施設の中核となる保健センターおよび地域包括支援センターのほか、生活支援ハウスを誘導（転出抑制）する。総合福祉センターも中核となるが、大規模な敷地を要するため誘導はしない。	・保健センター、 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・	・名寄市保健センター設置条例、 ・名寄市地域包括支援センター条例
子育て施設	・子育て世代の街なか居住を促進するために、児童センター、保育所、こども発達支援センター等を誘導する。	・児童センター、学童保育施設（放課後児童クラブ）、幼稚園、保育所･認定こども園、子育て支援センター（ひまわりらんど）、こども発達支援センター（こどもらんど）	・児童福祉法第40条、児童福祉法第7条、児童福祉法第6条の3第6項、児童福祉法第6条の2の2第2項
体育施設	・街なかでの「スポーツ･健康」を通した賑わい創出の拠点構築をめざし、市民の健康増進･スポーツ振興のための運動施設の誘導を行う。ただし、名寄市スポーツセンター･プールについては、大規模な敷地を要することから誘導はしない。	・市が参画する企業･団体が設置する体育施設	・―
行政施設	・名寄庁舎のあり方を検討し、窓口及び行政サービス窓口を誘導する。	・市役所本庁舎	・地方自治法第4条第1項

表4－2　都市機能誘導区域内への誘導の位置づけ

機能	届出の対象とする誘導施設	新たに区域内へ誘導する施設	現在の区域内の立地を維持する施設（転出抑制）
社会教育・文化・交流施設	図書館		○
	大学等のサテライト施設	○	
商業施設	店舗面積 1,000 ㎡以上の商業施設で、生鮮食料品を扱うもの		○
医療施設	内科・外科・整形外科・リハビリステーション科・小児科・産婦人科のうち複数の診療科目を有する病院又は診療所	○	○
	調剤薬局	○	○
保健・介護・福祉施設	保健センター	○	
	地域包括支援センター		○
	生活支援ハウス	○	
子育て施設	児童センター	○	
	学童保育施設（放課後児童クラブ）		○
	幼稚園		○
	保育所・認定こども園	○	○
	子育て支援センター（ひまわりらんど）		○
	こども発達支援センター（こどもらんど）	○	
体育施設	市が参画する企業・団体が設置する体育施設	○	
行政施設	市役所本庁舎		○

第5章　実現方策

5−1 届出制度

（1）制度の概要

都市再生特別措置法第 88 条、第 108 条、第 108 条の 2 の規定に基づき、都市機能誘導区域外又は居住誘導区域外で以下の行為を行う場合、これらの行為に着手する 30 日前までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります。

（2）都市機能誘導区域外における届出の対象となる行為

都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するため、都市機能誘導区域外で誘導施設を有する、以下に示す開発行為又は建築等行為を行おうとする場合、さらに都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止する場合は、市長への届出が義務付けられます。

表5－1 届出の対象となる行為

開発行為	建築等行為
①誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合
休止又は廃止	
①都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合	

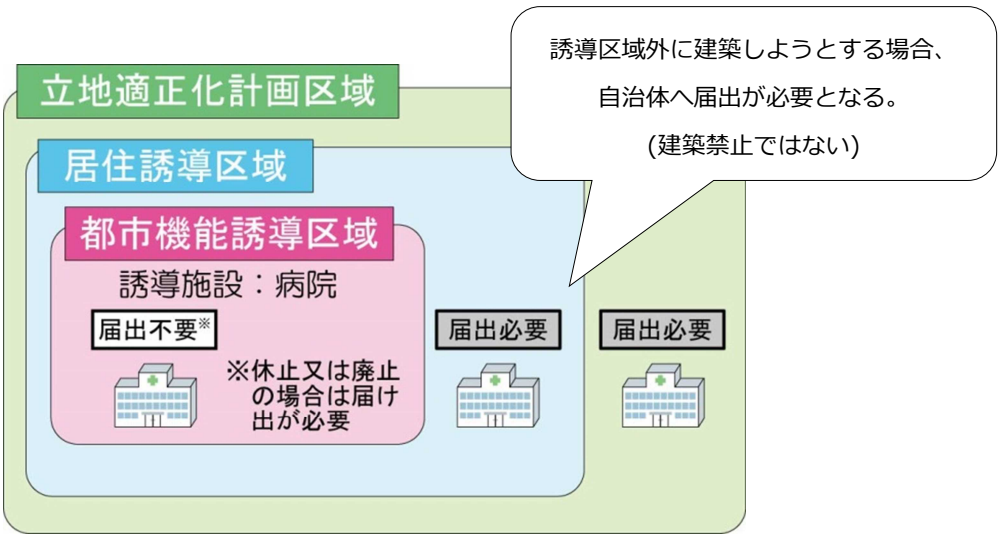

図5－1 届出の対象となる行為のイメージ

資料：国土交通省「都市計画運用指針における立地適正化計画に係る概要」

（３）居住誘導区域外における届出の対象となる行為

居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するため、居住誘導区域外で行われる一定規模以上の開発行為又は建築等行為を行おうとする場合には、市長への届出が義務付けられます。

表５－２　届出の対象となる行為

開発行為	建築等行為
①３戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ②１戸又は２戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 ㎡以上のもの ③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為	①３戸以上の住宅を新築しようとする場合 ②人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合 ③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合

図５－２　届出の対象となる行為

資料：国土交通省「都市計画運用指針における立地適正化計画に係る概要」

5−2 誘導施策

まちづくりの方針①「人々が集い賑わう魅力と活力にあふれた拠点づくり」、②「将来にわたり安心・快適に暮らせる市街地づくり」の考え方を基に、公立大学が立地する本市の強みを活かしながら、公共施設や公共交通の充実を図ることで、魅力ある拠点地区の形成を目指し、以下の誘導施策を実施します。

（1）都市機能誘導区域への誘導施策

表 5−3 都市機能誘導区域への誘導施策

誘導方針	施　策
拠点への公共施設の再配置・複合化による市民交流の促進	老朽施設の統廃合に合わせた区域内での拠点施設整備
	官民連携による施設整備
	空き店舗や空き地等の交流・憩い空間としての有効活用
拠点での新たなビジネス展開を推進	市内の学生と企業をつなぐ就職マッチング機会の拡充
	市立大学卒業生地元定着化の推進 （奨学金返還支援・地元就業支度金助成の充実・拡大）
	空き家・空き店舗・空き地のあっ旋や有効活用に対する補助
拠点へのアクセス向上のための公共交通の充実	ダイヤ調整等による乗継ぎ利便の向上
	施設と連携したバス待合の整備
	公共交通発着時間の情報伝達の向上
	利用者ニーズに即したコミュニティバスのサービス改善
	拠点施設利用者へのバス運賃割引制度

（2）居住誘導区域への誘導施策

表 5−4 居住誘導区域への誘導施策

誘導方針	施　策
拠点及びその周辺での居住環境の向上	市営住宅の居住誘導区域内への再配置
	街なかでの空き店舗や中古アパート等のリノベーションによる学生寮等の建設費補助
	街なかでの住宅建設、居住に対する支援
	街なかでの住宅・宅地あっ旋の民間業者との連携
	空き家や空き地等の低利用地の区画再編等による有効活用の検討

なお、居住誘導区域外における対応として、農業振興と農地保全を図りながら地域コミュニティや豊かな自然環境を考慮した生活環境の維持に取り組み、公共交通ネットワークの利便性が低下しないよう努めることとします。

5−3 各種支援措置

（1）税制措置

ア．都市機能誘導区域の外から内への事業用資産の買換特例

適切な都市機能の計画的な配置を促進するため、税制上の優遇措置として、都市機能誘導区域外の資産（種類問わず）を、国土交通大臣が認定した民間誘導施設等整備事業計画に記載された誘導施設（都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設）に買い替える場合、譲渡資産の譲渡益の 80%について課税を繰り延べることができます（損金算入）。

図5−3 助成の対象となる行為のイメージ

資料：国土交通省「都市機能誘導区域の外から区域内への特定の事業用資産の買換え等の特例」

イ．誘導施設の整備の用に供するために土地等を譲渡した場合の買換特例

まちの中心部に近い場所であるほど土地の所有が細分化され、都市機能を導入するためのまとまった用地の確保が困難という課題があります。そこで、都市機能の導入事業に係る用地確保のため、事業者が土地を取得する場合、当該土地等を譲渡したものに対して、税率の軽減や居住用資産の100%課税繰り延べ等の税制上の優遇措置を講ずることとしています。

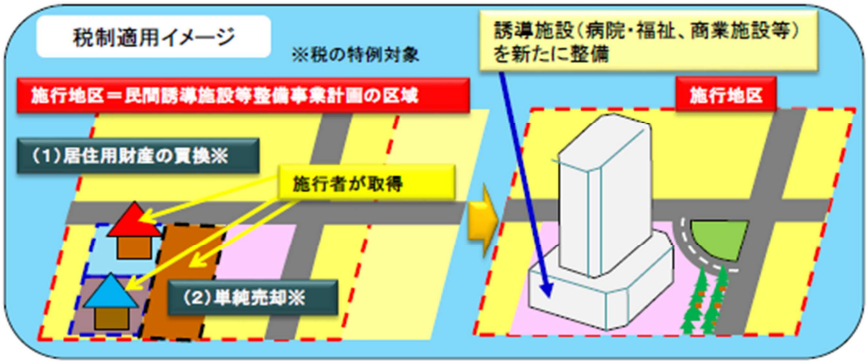

図5−4 助成の対象となる行為のイメージ

資料：国土交通省「誘導施設の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例」

ウ．誘導施設とともに整備した公共施設等への固定資産税及び都市計画税の特例措置

誘導・集積した医療・福祉・商業等の都市機能が十分に効果を発揮するためには、活動人口の増加に対応して公共施設等の充実を図ることが必要です。そこで、市町村が必要と考える都市機能の整備に民間事業者が協力する際に、あわせて公共施設を民間事業者が自発的に整備・管理することを促すため、誘導施設とあわせて整備される公共施設、都市利便施設への固定資産税及び都市計画税を５年間 4/5 に軽減する特例措置を設けています。

（2）都市機能立地支援事業

この事業では、地方公共団体からの支援として、民間事業者に対する公有地等賃料の減免や固定資産税等の減免等を実施します。また、生活に必要な都市機能（医療・社会福祉・教育文化）を都市機能誘導区域内へ誘導するため、都市機能整備を実施する民間事業者に対し、国から直接支援を行います。（補助率 50%）さらに、「①低未利用地の利用」「②複数の敷地の集約・整序」「③既存ストックの活用」「④都市機能の複合整備」を行う事業については、交付対象事業費のかさ上げを行い、民間負担を軽減します。

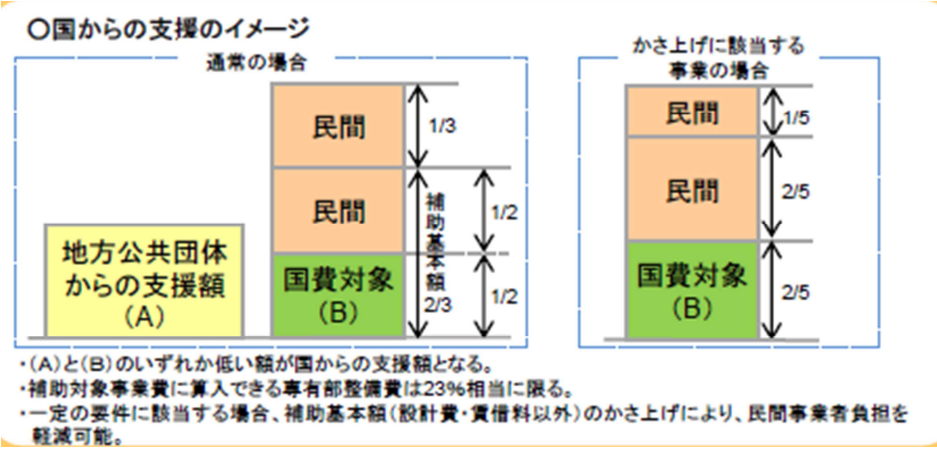

図5－5　国からの支援のイメージ

資料：国土交通省「都市機能立地支援事業パンフレット」

図5－6　事業費のかさ上げの対象となる行為のイメージ

資料：国土交通省「都市機能立地支援事業パンフレット」

（3）都市再構築戦略事業

この事業は、生活に必要な都市機能（医療・社会福祉・教育文化）を都市機能誘導区域内へ誘導するため、社会資本整備総合交付金により整備を支援するもので、交付率をかさ上げして支援（交付率40%→50%）を行います。また、民間事業者が事業主体で間接交付を行う場合、「①低未利用地の利用」「②複数の敷地の集約・整序」「③既存ストックの活用」「④都市機能の複合整備」を行う事業については、交付対象事業費のかさ上げを行い、民間負担を軽減します。

事業の構成は以下のようになっています。

① 中心拠点区域内における誘導施設の整備事業(中心拠点誘導施設：医療施設、社会福祉施設、教育文化施設)
② 生活拠点区域内における誘導施設の整備事業
③ 中心拠点区域内又は生活拠点区域内において事業を推進するため、①または②の事業と一体的に実施する都市再生整備計画事業のその他の交付対象事業。(道路、公園、地域交流セ

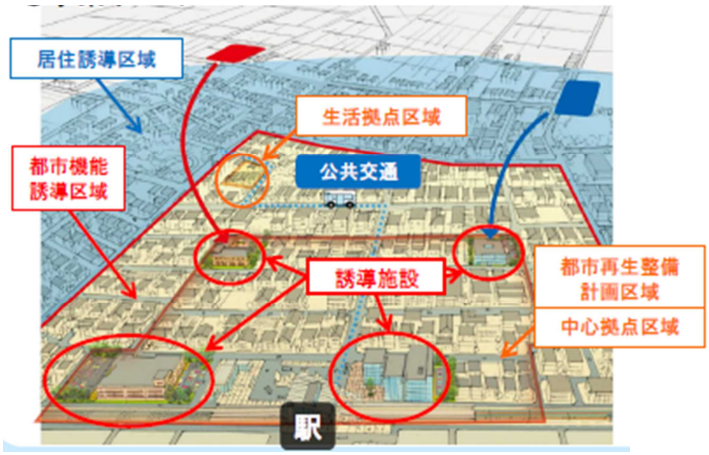

図5－7　助成の対象となる行為のイメージ

資料：国土交通省「都市再構築戦略事業パンフレット」

（4）その他

公営住宅の事業主体が既存の公営住宅を除却し、非現地への建替えを行う場合、新たに建てられる公営住宅の土地が立地適正化計画に基づく居住誘導区域内であれば、除却費・移転費を助成（原則50%）することとしています。

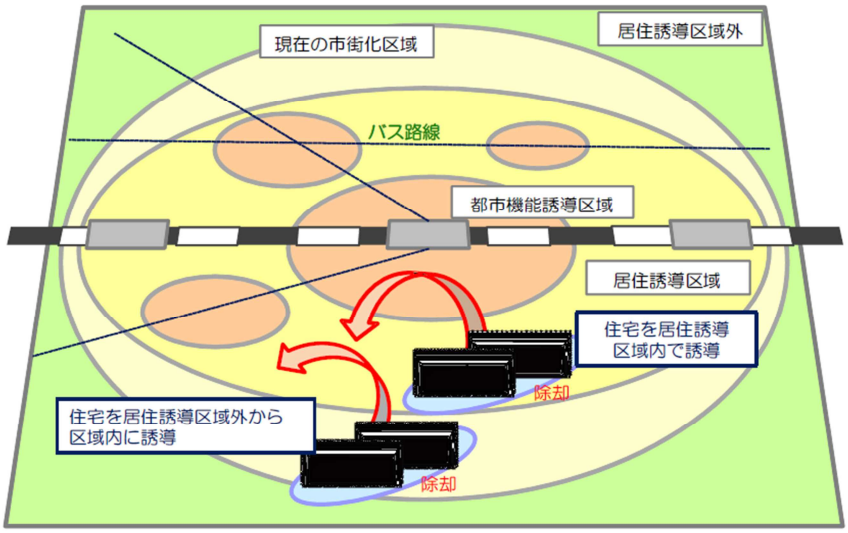

図5－8　助成の対象となる行為のイメージ

資料：国土交通省「公営住宅の非現地建替えに対する支援」

5－4 土地利用規制の強化について

（1）特別用途地区

用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区です。

工業地域内に工業機能の維持・保全を図るため「工業保全地区」等を指定し、戸建、マンション、老人ホームなどの建設を禁止することが考えられます。

（2）特定用途制限地区

特定用途制限地域は、用途地域が定められていない土地の区域内において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途を定める地域です。

高規格道路の IC 周辺を「流通業務地区」等に指定し、住宅建設を禁止することが考えられます。

（3）居住調整地域

立地適正化計画区域のうち、居住誘導区域以外の区域で住宅地化を抑制すべき区域について、都市計画に居住調整区域を定めることができ、居住調整区域内での３戸以上の住宅等の新改築や住宅等への用途変更、またはそのための開発行為（0.1ha 以上のもの）に対して、市街化調整区域と同様の規制が適用されます。

現在、全国で１例しか指定されていなく、幹線道路沿道や現況で住宅がある程度立地している地域（用途地域外）を除いている状況です。

5−5 モニタリング計画

（1）目標値の設定

まちづくり方針を実現するために設定した誘導方針・施策により、目指す目標値は以下の通りとします。

誘導方針	施策	目標の指標	現状	目標値	
				2025 年（概ね 5 年後）	2040 年（概ね 20 年後）
拠点への公共施設の再配置・複合化による市民交流の促進	・老朽施設の統廃合に合わせた区域内での拠点施設整備 ・官民連携による施設整備	誘導施設（官民連携含む）の区域内立地数	—	1 件	4 件
拠点での新たなビジネス展開を推進	・市内の学生と企業をつなぐ就職マッチング機会の拡充 ・市立大学卒業生地元定着化の推進 ・（奨学金返還支援・地元就業支度金助成の充実・拡大） ・空き家・空き店舗・空き地のあっ旋や有効活用に対する補助	区域内の空き家・空き店舗・空き地の活用件数	—	1 件	4 件
拠点へのアクセス向上のための公共交通の充実	・ダイヤ調整等による乗継ぎ利便の向上 ・施設と連携したバス待合の整備 ・利用者ニーズに即したコミュニティバス・デマンドバスのサービス改善 ・拠点施設利用者へのバス運賃割引制度	人口あたり市街地循環型路線バス乗車人員	6.57 人（H29 年度乗車人員/H30.3 総人口）	6.9 人（5%UP）	7.2 人（10%UP）
拠点及びその周辺での居住環境の向上	・市営住宅の居住誘導区域内への再配置 ・街なかでの空き店舗や中古アパート等のリノベーションによる学生寮等の建設費補助 ・街なかでの住宅建設、居住に対する支援 ・街なかでの住宅・宅地あっせんの民間業者との連携	中央地区居住人口	4,478 人（H27 国調）	4,409 人 ※1	3,340 人 ※2
		居住誘導区域の人口密度	名寄地区 32.5 人/ha（H27 国調）	名寄地区 32.5 人/ha ※1	名寄地区 28.1 人/ha ※2
			風連地区 17.5 人/ha（H27 国調）	風連地区 15.3 人/ha ※1	風連地区 10.6 人/ha ※2

※１：コーホート予測による人口（または人口密度）の５%UP
※２：コーホート予測による人口（または人口密度）の 10%UP

（2）効果指標の設定

誘導方針	施策	効果指標	現状	効果指標	
				2025 年（概ね 5 年後）	2040 年（概ね 20 年後）
（共通）	（定性的指標） 活動する利用者属性･世代の多様性や偶然の出会いが生まれるようになり、中心部に行きたくなる居場所が増えたという人の割合		公共施設整備の検討時にアンケート調査項目を加える	現状値以上	現状値以上

（3）計画の評価

本計画は、20 年後を見据えた計画ですが、ＰＤＣＡサイクルの考え方に基づき、概ね５年ごとに誘導施策の取組み状況や評価指標の分析及び評価を行います。その結果に基づき、必要に応じて誘導施設、誘導施策、効果指標の再検討を含む立地適正化計画の見直しを行い、適切に計画を推進します。

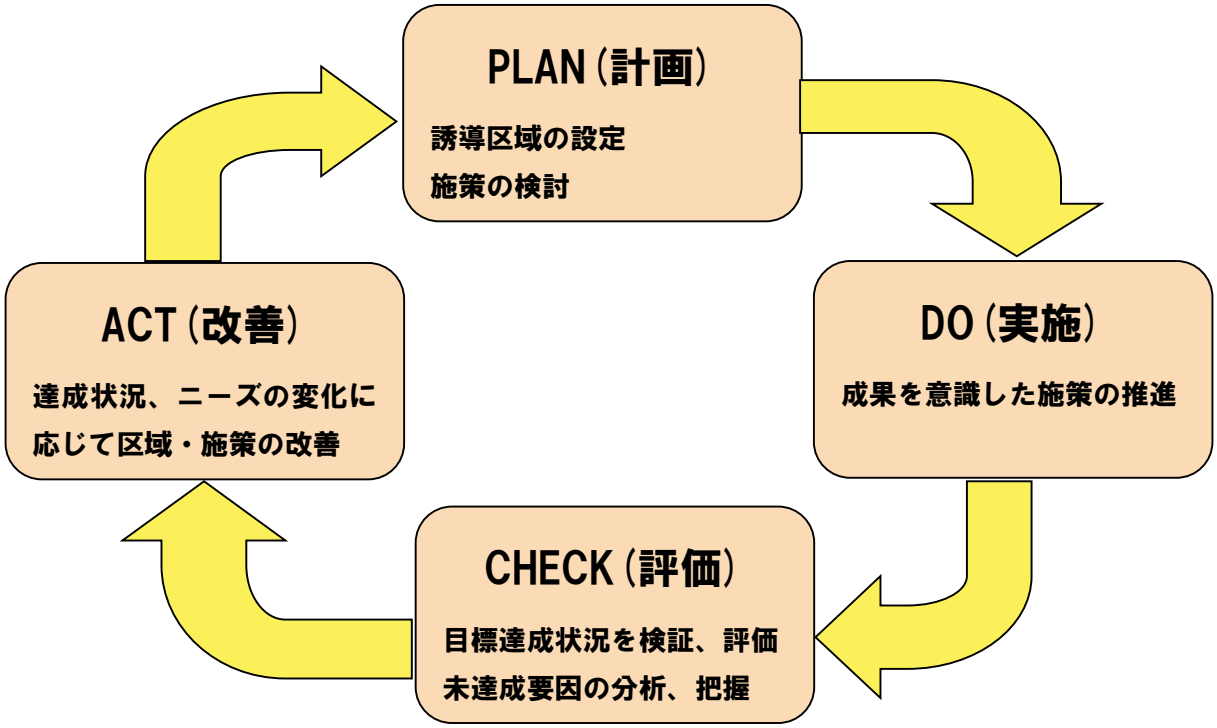

図５－９ PDCA サイクルのイメージ

■発　行■

名寄市建設水道部都市整備課
〒098-0507 名寄市風連町西町 196－1
TEL 01655-3-2511